

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	「奴隷制の抜け道をふさぐ」—米国における憲法改正の動向—
他言語論題 Title in other language	“To Close the Slavery Loophole”: Movements for Constitutional Amendment in the USA
著者 / 所属 Author(s)	小林 公夫 (KOBAYASHI Kimio) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 憲法調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	856
刊行日 Issue Date	2022-4-20
ページ Pages	1-33
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	奴隷制を廃止する一方で犯罪処罰の場合の例外を認める米国憲法修正第 13 条の改正を目指す動きが見られる。同様の活動は州憲法について先行しており、幾つかの州で憲法改正が実現している。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

「奴隷制の抜け道をふさぐ」 —米国における憲法改正の動向—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 憲法調査室主任 小林 公夫

目 次

はじめに

- I 米国憲法修正第 13 条（奴隷制廃止条項）の概要
 - 1 修正第 13 条の沿革
 - 2 修正第 13 条の特徴
 - 3 修正第 13 条第 1 節の除外規定の解釈上の論点
- II 修正第 13 条成立後の米国における黒人を標的としたと見られる拘束労働
 - 1 黒人法と囚人貸出し制度
 - 2 チェイン・ギャング
 - 3 大量収監下での囚人労働
- III 奴隷制の完全な廃止に向けた憲法改正の動向
 - 1 州憲法改正の動向
 - 2 米国憲法改正案の提出
 - 3 小括

おわりに

別図 奴隷制の完全な廃止に向けた州憲法の改正動向（2016 年以降）

別表 州憲法における奴隷関係規定の状況

キーワード：奴隷制、囚人労働、修正第 13 条、アメリカ合衆国憲法、アメリカ州憲法

要 旨

- ① 奴隷制廃止条項として知られるアメリカ合衆国憲法修正第13条（1865年成立）の第1節は、「奴隷制及び非任意の隷属状態（被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰としてのものを除く。）は、合衆国又はその管轄に属する全ての場所において存在してはならない。」と規定する。
- ② 修正第13条第1節を拡張的に解釈し、適法に有罪の宣告を受けた者に同節の保護は及ばず、囚人を奴隷状態や非任意の隷属状態に置いても同節に違反しないとする理解が、裁判例を含め、今日では一般的となっている。
- ③ また、修正第13条第1節の犯罪処罰の場合の例外を定める文言（以下「除外規定」という。）については、「奴隷制」にも掛かるという解釈が一般には受け入れられていると考えられる。
- ④ 修正第13条の成立直後から、解放奴隷及びその子孫である黒人を標的としたと見られる搾取的な拘束労働が今日に至るまで続いているとされる。その主要なものとして、a) 黒人法と囚人貸出し制度、b) チェイン・ギャング及びc) 大量収監下での囚人労働が挙げられる。これらの拘束労働を許容してきた修正第13条第1節の除外規定を奴隷制を温存するための「抜け道」としてとみなして、その廃止を目指す動きが見られるようになっている。2020年以降、憲法改正案が連邦議会に提出されるようになったが、審議は進んでいない。
- ⑤ 憲法改正の取組は、修正第13条第1節と同様の除外規定を有する州憲法についても見られ、コロラド、ユタ及びネブラスカの3州で実現しているほか、テネシー、オレゴン及びヴァーモントの3州において2022年秋に憲法改正州民投票が予定されている。これら6州以外で、2016年以降に奴隷制の完全な廃止に関する州憲法改正案が提出されたことがある州は、現在奴隷に関する憲法規定のない州を含め12に上る。
- ⑥ アメリカ合衆国憲法の改正には、連邦議会各議院における3分の2以上の賛成と4分の3の州における承認が必要であり、その実現は容易ではない。修正第13条第1節の除外規定の廃止を目指す団体は、州憲法の改正を先行させることによって機運を醸成する戦略を描いている模様である。

はじめに

奴隷制廃止条項として知られるアメリカ合衆国憲法(以下「米国憲法」という。)修正第 13 条⁽¹⁾は、次のように規定する⁽²⁾。

第 1 節 奴隷制及び非任意の隷属状態（被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰としてのものを除く。）は、合衆国又はその管轄に属する全ての場所において存在してはならない。

第 2 節 連邦議会は、この規定を適切な立法によって実施する権限を有する。

筆者は、本誌第 851 号（2021 年 11 月号）に掲載された記事⁽³⁾（以下「前稿」という。）において修正第 13 条第 1 節（米国憲法については、単に条名等を記す。以下同じ。）の「非任意の隷属状態（involuntary servitude）」という文言の意義に関する議論を取り上げる中で、犯罪処罰の場合を除く旨の文言（以下「除外規定」という。）が“involuntary servitude”だけでなく「奴隷制（slavery）」にも掛かるとの解釈を前提とする憲法改正の動きが連邦と州の両方で見られることに触れた⁽⁴⁾。本稿は、その動向を紹介するものである。その前提として、修正第 13 条の沿革、同条の特徴及び除外規定の解釈上の論点（Ⅰ章）並びに同条成立後のアメリカ合衆国（以下「米国」という。）における黒人を標的としたと見られる拘束労働（Ⅱ章）について見た上で、Ⅲ章において奴隷制の完全な廃止に向けた憲法改正の動向を取り上げる。

なお、本稿における条文等の翻訳は、筆者による試訳である。また、文中で言及する人物の所属、肩書等は当時のものであり（敬称は省略する。）、引用文等における〔 〕は筆者において記述を補ったことを示す。

I 米国憲法修正第 13 条（奴隷制廃止条項）の概要

1 修正第 13 条の沿革

修正第 13 条は、1861 年 4 月 12 日～1865 年 4 月 9 日の内戦（Civil War. 日本では一般に「南北戦争」と呼ばれている。）の最中の 1865 年 1 月に第 38 連邦議会で発議された憲法改正案が

*注に掲げるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 4（2022）年 2 月 17 日である。

(1) 米国憲法の改正方式は、制定時の本文を変更する方式（いわゆる「溶け込み方式」）によってではなく、末尾に“Amendment ○”（“○”の中には番号が記される。）と題する改正規定を順次追加する方式（いわゆる「増補方式」）によって行われており、この“Amendment”は「修正」と訳されることが多い。両方式の違いについては、ひとまず小林公夫『主要国の憲法改正手続』（調査資料 2014-1-a 基本情報シリーズ 16）国立国会図書館調査及び立法考査局、2014、p.5 等 <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8727475_po_201401a.pdf?contentNo=1> 参照。

(2) アメリカ合衆国連邦議会運営ウェブサイトに掲載された原文（“Constitution of the United States.” <<https://constitution.congress.gov/constitution>>）は、次のとおり。ただし、配字等は修正した。

Section 1 Neither slavery nor involuntary servitude, except as a punishment for crime whereof the party shall have been duly convicted, shall exist within the United States, or any place subject to their jurisdiction.

Section 2 Congress shall have power to enforce this article by appropriate legislation.

(3) 小林公夫「強制労働の禁止と兵役義務一日米の憲法規定の比較を中心に―」『レファレンス』851 号、2021.11、pp.23-54. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11884862_po_085102.pdf?contentNo=1>

(4) 同上、pp.50-51. なお、同、p.50 で提案したように“involuntary servitude”の訳を「非任意の労役」から「非任意の隷属状態」に改めるなど、修正第 13 条第 1 節の試訳を見直した（後掲注33参照）。

同年 12 月に憲法改正に必要な 4 分の 3 の州の承認が得られて成立したものである⁽⁵⁾。

表 1 米国憲法修正第 13 条第 1 節及びその淵源となった諸規定

	原文	試訳
① 米国憲法修正第 13 条第 1 節	Neither slavery nor involuntary servitude, except as a punishment for crime whereof the party shall have been duly convicted, shall exist within the United States, or any place subject to their jurisdiction.	奴隷制及び非任意の隷属状態（被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰としてのものを除く。）は、合衆国又はその管轄に属する全ての場所において存在してはならない。
② 北西部条令（1787 年条令）第 6 条	There shall be neither Slavery nor involuntary Servitude in the said territory otherwise than in the punishment of crimes, whereof the party shall have been duly convicted; provided always that any person escaping into the same, from whom labor or service is lawfully claimed in any one of the original States, such fugitive may be lawfully reclaimed and conveyed to the person claiming his or her labor or service as aforesaid.	奴隷制及び非任意の隷属状態は、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪の処罰の場合を除き、当該領域〔オハイオ川北西の諸邦連合領域〕に存在してはならない。ただし、独立 13 邦のいずれかにおいて労働又は役務を合法的に要求される者が当該領域に逃亡したときは、当該逃亡者を合法的に引き戻し、その労働又は役務を要求する者に引き渡すことができる。
③ 1784 年条令案	That after the year 1800 of the Christian era, there shall be neither slavery nor involuntary servitude in any of the said States, otherwise than in punishment of crimes, whereof the party shall have been duly convicted to have been personally guilty.	キリスト紀元 1801 年以降、奴隷制及び非任意の隷属状態は、被告人個人の有罪が適法に宣告された犯罪の処罰の場合を除き、これらの邦〔独立 13 邦及び新規加盟邦〕のいずれにも存在してはならないこと。

（出典）“Constitution of the United States.” <<https://constitution.congress.gov/constitution>>; *Journals of the Continental Congress, 1774-1789*, Vol.26: January 1- May 10, 1784, March 1, 1784, p.119. <[https://memory.loc.gov/cgi-bin/query/r?ammem/hlaw:@field\(DOCID+@lit\(jc02653\)\)](https://memory.loc.gov/cgi-bin/query/r?ammem/hlaw:@field(DOCID+@lit(jc02653)))>; *id.*, Vol.32: January 17 - July 20, 1787, July 13, 1787, p.343. <[https://memory.loc.gov/cgi-bin/query/r?ammem/hlaw:@field\(DOCID+@lit\(jc032121\)\)](https://memory.loc.gov/cgi-bin/query/r?ammem/hlaw:@field(DOCID+@lit(jc032121)))> を基に筆者作成。

修正第 13 条第 1 節の文言（表 1 ①）は、英国から独立した 13 邦によるアメリカ諸邦連合（Confederation）の立法機関である連合会議（Congress）が 1787 年に制定した北西部条令（Northwest Ordinance of 1787. 以下「1787 年条令」という。）⁽⁶⁾ 第 6 条（表 1 ②）に由来するものである⁽⁷⁾。また、同条は、新たに諸邦連合の領土となった西部領域の暫定政府について検討を行った委員会が 1784 年に連合会議に提出した条令案（以下「1784 年条令案」という。）の規定（表 1 ③）に由来する（ただし、連合会議では、この規定を削除する修正案が可決された。）。1784 年条令案は、委員長を務めたジェファソン（Thomas Jefferson）が起草したものと目されており⁽⁸⁾、1784 年条令案に由来する 1787 年条令を含め「ジェファソンの条令」と呼ばれるこ

(5) 本節は、同上、pp.40-42 の記述を要約したものである。

(6) 正式の題名は「オハイオ川北西の諸邦連合領域の政府についての条令（An Ordinance for the Government of the Territory of the United States North West of the River Ohio）」である。“ordinance”は、地方公共団体の議会が制定する条例の意味で用いられることが多いが、諸邦連合時代の連合会議による立法の名称としても用いられており、この場合は「条令」と訳されている（田中英夫〔ほか〕編集『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.610）。なお、1787 年条令は、米国憲法成立（1788 年）後の第 1 連邦議会において、一部修正された上で法律としての効力が確認された（1 Stat. 51）。

(7) Bernard Schwartz, ed., *Civil rights* (Statutory history of the United States), Part 1, New York: Chelsea House Publishers, 1970, p.24.

(8) ジェファソンによる手書きの案文が残されている。

とがある。

2 修正第 13 条の特徴

修正第 13 条によって解放された奴隷の権利を保障するために追加された修正第 14 条及び修正第 15 条（Ⅱ章 1(3)(i) 参照）⁽⁹⁾ が合衆国又は州を名宛人とするのに対し、そのような限定のない修正第 13 条は私人にも適用され得る。この点が同条の特徴の一つとされる⁽¹⁰⁾。

また、奴隷制及び非任意の隷属状態を廃止するために適切な立法を行う権限を連邦議会に付与している点も、修正第 13 条の特徴に挙げられている⁽¹¹⁾。この点に関し、連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁」という。）は、宿泊施設、公共交通機関及び興行施設における平等な利用を拒否することを禁ずる 1875 年市民的権利法（Civil Rights Act of 1875）⁽¹²⁾ の規定の合憲性が争われた市民的権利事件判決（1883 年）⁽¹³⁾ において、あらゆる「奴隷制の標章及び付随物（badges and incidents of slavery）」⁽¹⁴⁾ を廃止するために必要かつ適切な法律を制定する権限を修正第 13 条第 2 節が連邦議会に付与していると認めた。もっとも、宿泊施設等における平等な利用の拒否自体は「奴隷制の標章及び付随物」に該当しないと結論づけられた（当該規定は違憲無効とされた）ため、1968 年に判例が変更されるまで、同節はほとんど休眠状態に陥ったと評されている⁽¹⁵⁾。判例の変更が行われたジョウンズ対メイヤー社事件判決（1968 年）⁽¹⁶⁾ において、連邦最高裁は、連邦議会が「奴隷制の標章及び付随物」に該当するものを合理的に決定する権限を有するとの判断を示した。その後連邦最高裁は、同節に基づき連邦議会が制定した差別禁

(9) 南北戦争の終結後立て続けに成立した修正第 13～15 条は、「南北戦争修正（Civil War Amendments）」、「南部再統合修正（Reconstruction Amendments）」などと総称されている。“Reconstruction”については、後掲注(47)参照。

(10) John E. Nowak and Ronald D. Rotunda, *Constitutional Law*, Eighth Edition (Hornbook series), St. Paul, MN: West, 2010, p.1234. 同書の記述に基づく邦語文献として、樋口範雄『アメリカ憲法 第 2 版』（アメリカ法ベーシックス 10）弘文堂, 2021, pp.557-559 参照。

(11) *ibid.* 適切な立法を行う権限を連邦議会に付与している点は、修正第 14 条及び修正第 15 条も同じである（Ⅱ章 1(3)(i) 参照）。

(12) “civil rights”とは、市民が個人として有する権利を指す。「公民権」（“Civil Rights Act”は「公民権法」、 “civil rights movement”は「公民権運動」と訳されることが多いが、一般的には「公民権」は参政権の意味で用いられることが多く、「市民権」は国籍という意味の“citizenship”の訳と混同しやすいため、「市民的権利」と訳すことが提唱されており（田中〔ほか〕編集 前掲注(6), p.148）、本稿ではこれに従う。

(13) Civil Rights Cases, 109 U.S. 3 (1883).

(14) 「奴隷制の標章」及び「奴隷制の付随物」の用例は、南北戦争前から見られるとされる。Jennifer M. McAward, “Defining the Badges and Incidents of Slavery,” *Journal of Constitutional Law*, Vol.14 Iss.3, February 2012, pp.570-572, 575-578. <<https://scholarship.law.upenn.edu/jcl/vol14/iss3/1/>> 修正第 13 条との関係では、第 38 連邦議会上院における同条案の審議（1864 年 4 月 6 日）においてハーラン（James Harlan）上院議員（アイオワ州選出。共和党）が「奴隷制の付随物」に言及しており、奴隷について①婚姻、②育児、③財産の取得及び保持、④訴訟の提起及び裁判における証言、⑤言論及び出版の自由並びに⑥教育が認められていないことを挙げている（*Congressional Globe*, 38th Congress, 1st Session, p.1439）。一方、「奴隷制の標章」が連邦議会で言及されたのは、修正第 13 条成立後の第 39 連邦議会上院においてとされる。McAward, *ibid.*, p.578. 解放民・難民救済局（Bureau for the Relief of Freedmen and Refugees）設置法案の審議（1866 年 1 月 19 日）及び 1866 年市民的権利法案の審議（同月 29 日）において、両法案の提出者であるトランブル（Lyman Trumbull）上院議員（イリノイ州選出。共和党。第 38 連邦議会において、修正第 13 条案を起草した上院司法委員会の委員長を務めた。）が言及したものであり、前者ではかつての奴隷法が奴隷の外出、売買、財産の所有、教育を受けること等を禁止していたこと、後者では万人に等しく適用されず、他の市民には保障されている市民的権利を別の市民には認めない法律を指して「隷従の標章（badge(s) of servitude）」と呼んでいる（*Congressional Globe*, 39th Congress, 1st Session, pp.322, 474）。“servitude”が奴隷制の同義語として用いられる場合があることについては、後述 3(3) 参照。

(15) Nowak and Rotunda, *op.cit.*(10), p.1235.

(16) Jones v. Mayer Co., 392 U.S. 409 (1968). 民間の不動産会社から住宅の売却を拒否された黒人男性が、全ての合衆国市民が動産及び不動産の相続、売買、貸借、保持等について白人市民と同じ権利を有する旨を定めた合衆国法典第 42 編第 1982 条（1866 年市民的権利法第 1 条の規定を編入したもの）に違反するとして訴えた事件。この規定が私人による差別行為に適用されるか否かが争点となったが、連邦最高裁はこれを肯定した。

止法が黒人⁽¹⁷⁾以外の人種にも適用されるとの判断を示している⁽¹⁸⁾。なお、同条第1節が「奴隷制の標章及び付随物」を直接禁止しているか否かという点については、連邦最高裁は判断を示していないが、下級裁判所や大半の研究者は消極的に解しているとされる⁽¹⁹⁾。

3 修正第13条第1節の除外規定の解釈上の論点

修正第13条第1節の除外規定は、長い間研究者から等閑視されていたが、20世紀後半になって大量収監及び囚人労働の広範な使用が問題化する（Ⅱ章3参照）中で、注目を集めるようになった⁽²⁰⁾。

除外規定の解釈上の論点として、①厳格な（狭い）解釈を採るか、拡張的な（広い）解釈を採るかという問題及び②除外規定の文言は「非任意の隷属状態」だけに掛かるのか、「奴隷制」にも掛かるのか、換言すれば、刑罰としての奴隷制⁽²¹⁾が許容されるか否かという問題が挙げられる。また、関連して③「非任意の隷属状態」と「奴隷制」の異同という問題を取り上げる。

(1) 厳格解釈と拡張解釈

米国法制史の研究者によると、除外規定には二つの解釈がある⁽²²⁾。

第1の解釈は除外規定を字義どおりに厳格に解するもので、あくまでも「被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰」としての奴隷状態又は非任意の隷属状態を許容することになる。この立場は修正第13条の成立を推進した共和党議員の当時の解釈（ただし、同条案を審議した第38連邦議会では除外規定はほとんど話題にならなかった⁽²³⁾。）に基づくものであり⁽²⁴⁾、①囚人労働者が公的監督の下に置かれていること、②重労働はそれに見合う重大な犯罪に対する処罰として科されること、③労役が a) 刑務所の施設内で行われること、b) 刑罰を宣告する権限を有するものによって科されること、c) 同種の犯罪について黒人のみに科されるものでないこと、といった要件を満たす必要があると解されている⁽²⁵⁾。

もう一つの解釈は除外規定を広く解するものであり、適法に有罪の宣告を受けた者に修正第

(17) 「黒人 (black)」には白人との一代混血児 (mulatto) や他の有色人種が含まれる場合があり、また「アフリカ系アメリカ人 (African-American)」と記す文献もあるが、本稿では「黒人」で統一する。

(18) Saint Francis College v. Al-Khazraji, 481 U.S. 604 (1987); Shaare Tefila Congregation v. Cobb, 481 U.S. 615 (1987).

(19) James Gray Pope, "Section 1 of the Thirteenth Amendment and the Badges and Incidents of Slavery," *UCLA Law Review*, Vol.65 Iss.2, March 2018, p.428. <<https://www.uclalawreview.org/wp-content/uploads/2019/09/Pope-65.2.pdf>>

(20) Eric Foner, *The second founding: how the Civil War and Reconstruction remade the constitution*, New York: W.W. Norton & Company, 2019, p.45.

(21) "slavery" には、奴隷制という仕組みのほか、個々人が置かれた状況 (奴隷状態) を指す場合があり (Ⅲ章 1(2) で記した『ブラック法律辞典』の定義参照)、刑罰として科される場面では「奴隷状態」と訳す方が適切なようにも思われるが、文脈上特に「奴隷状態」と記すのが適当と判断される場合を除き、便宜「奴隷制」で統一する。

(22) James Gray Pope, "Mass Incarceration, Convict Leasing, and the Thirteenth Amendment: A Revisionist Account," *New York University Law Review*, Vol.94 No.6, December 2019, pp.1465-1554. <<https://www.nyu-lawreview.org/wp-content/uploads/2019/12/NYU-Law-Review-94-6-Pope.pdf>> 本項の記述は、基本的にこの文献に依拠する。

(23) Foner, *op.cit.*(20), pp.46-47 によれば、奴隷制の廃止に関する 1862 年の連邦法、ほとんど全ての自由州 (奴隷制を認めない州) の憲法等において奴隷制の禁止と除外規定が併せて規定されており、修正第 13 条が成立する頃までには、この組合せはほとんど「定型句 ("boilerplate" language)」と化していたという。

(24) Pope, *op.cit.*(22), pp.1492-1493 は、①黒人を狙い撃ちにした囚人貸出し制度 (Ⅱ章 1 参照) を禁止する 1866 年市民的権利法を連邦議会が制定したこと、②同法に関する連邦議会の審議において共和党議員の大半が囚人の貸出しは修正第 13 条が直接禁止するものとの認識を示したこと等を指摘し、連邦最高裁が多くの場合憲法改正規定が承認された直後の連邦議会の行動を当該規定の「重要な証拠」としていることからいっても、当時の共和党の解釈を採用すべきだと主張する。

(25) *ibid.*, p.1492.

13条第1節の保護は及ばないとする。その結果、囚人を奴隷状態や非任意の隷属状態に置いて同節に違反しないこととなる⁽²⁶⁾。この解釈は、連邦議会が主導した旧南部連合諸州の再統合が終了し白人至上主義者による政治支配が復活する（Ⅱ章1(3)(ii)参照）中で定着し、現在では裁判例を含め⁽²⁷⁾一般的な理解となっているとされる⁽²⁸⁾。

(2) 刑罰としての奴隷制は許容されるか否かについて

除外規定の「被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰としてのものを除く」という文言が「非任意の隷属状態」だけでなく「奴隷制」にも掛かるのか、換言すれば、刑罰としての奴隷制が許容されるのか否かという点については、第38連邦議会上院の審議（1864年4月8日）において、サムナー（Charles Sumner）議員（マサチューセッツ州選出。共和党）が除外規定を設けると犯罪に対する処罰であれば奴隷として扱われることにならないかとの懸念を示したが、これに対する明確な応答はなかった⁽²⁹⁾。

研究者の議論を見ると否定説⁽³⁰⁾と肯定説⁽³¹⁾があるが、裁判例の傾向⁽³²⁾や除外規定が奴隷制を温存するための「抜け道」になっているとしてその廃止を目指す活動が広がっている（Ⅲ章

⁽²⁶⁾ *ibid.*, pp.1467-1468, 1553 は、立法機関、行政機関又は刑務所職員の裁量により、公の収入又は私的利益を稼ぐことを含む様々な目的のために囚人を働かせること、終身奴隷として売却したり、一定期間貸し出したりすることが可能となる旨を説く。

⁽²⁷⁾ *ibid.*, pp.1492-1493 は、連邦最高裁が、南部再統合修正（修正第13～15条）の解釈については、憲法改正規定が承認された直後の連邦議会の行動を「重要な証拠」とする手法（前掲注24参照）を必ずしも採用せず、時として、連邦議会主導の南部再統合が終了した後に表明された意見を強調していると指摘する。具体的な裁判例については、Ⅱ章参照。

⁽²⁸⁾ *ibid.*, p.1553; Dorothy E. Roberts, “Foreword: Abolition Constitutionalism,” *Harvard Law Review*, Vol.133 No.1, November 2019, pp.66-67. <https://harvardlawreview.org/wp-content/uploads/2019/11/1-122_Online.pdf>

⁽²⁹⁾ *Congressional Globe*, 38th Congress, 1st Session, p.1488. サムナーは、審議の数日後にしたためた書簡（1864年4月13日付け）において、当日の上院は討論の終了を急いでおり（議員たちは投票を済ませて夕食をとることを欲していた）、その雰囲気によって代替案を強く主張することを差し控えてしまったが後悔している、とりわけ、奴隷制が「犯罪の処罰」として許容されるかという問題については記名投票に持ち込めばよかった、などと記している。Beverly Wilson Palmer, ed., *The selected letters of Charles Sumner*, Vol.2, Boston: Northeastern University Press, 1990, p.233.

⁽³⁰⁾ Andrea C. Armstrong, “Slavery Revisited in Penal Plantation Labor,” *Seattle University Law Review*, Vol.35 No.3, Spring 2012, pp.872-886. <<https://digitalcommons.law.seattleu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2085&context=sulr>> なお、樋口前掲注(10), pp.132-133 は、文言主義（厳格解釈主義とも呼ばれ、憲法の解釈に当たり憲法典の規定しか見てはならないとする立場）によって解釈した場合に明らかにおかしな結果となる条項の例として修正第13条第1節を挙げ、「この文言からは、犯罪に対する処罰としてなら奴隷制を認めることになるが、まさにそれは奴隷制を廃止するための第13修正とは逆の意味を読み込むことになる。」と指摘する。

⁽³¹⁾ Christopher R. Green, “Duly Convicted: The Thirteenth Amendment as Procedural Due Process,” *Georgetown Journal of Law & Public Policy*, Vol.15 Iss.1, Winter 2017, pp.83-89 は、Armstrong, *ibid.* の所説を批判し、除外規定が“slavery”にも掛かる論拠として、句読点の用法に加え、1866年及び1867年の連邦議会における共和党議員の発言等も挙げている。Scott W. Howe, “Slavery as Punishment: Original Public Meaning, Cruel and Unusual Punishment, and the Neglected Clause in the Thirteenth Amendment,” *Arizona Law Review*, Vol.51 No.4, 2009, pp.989-996 も、憲法改正規定の解釈に当たってはその成立時の通常の市民による通常かつ標準的な理解を基礎とすべきだとするコロンビア特別区対ヘラー事件連邦最高裁判決（2008年）（*District of Columbia v. Heller*, 554 U.S. 570 (2008)）を根拠に、①両方に掛かるという読み方が自然であり、第38連邦議会においてこれを否定する見解が示されなかったこと、②同連邦議会においてサムナーの懸念を明確に否定する発言がなかったことなどからいって、両方に掛かると解すべきだと説く。

⁽³²⁾ この論点についての判断を明確に示した連邦最高裁判決はないようであるが、連邦控訴裁判所（United States Court of Appeals）の判決が幾つか見られる。例えば、モラレス対シュミット事件第7巡回区連邦控訴裁判所判決（1973年）は、「修正第13条は、文言どおりに読めば、州がその囚人を奴隷として遇することができることを示唆する…」と述べる。Morales v. Schmidt, 489 F.2d 1335, 1338 (7th Cir. 1973). なお、「連邦控訴裁判所」は、「連邦高等裁判所」、「連邦上訴裁判所」などと訳されることもある。

参照) ことからすれば、一般には肯定説が受け入れられていると考えられる⁽³³⁾。

なお、修正第13条第1節の淵源となった1787年条令第6条(表1②)を見ると、除外規定の文言が置かれた位置が異なることから、「奴隷制」と「非任意の隷属状態」の両方に掛かるように読める⁽³⁴⁾。この点は、1787年条令のモデルとなった1784年条令案(表1③)についても同じである。1787年条令第6条については、連合会議において何の討論も行われなかったことから、その趣旨は必ずしも明らかでないといわれる⁽³⁵⁾。また、1784年条令案の起草者と目されるジェファソンが除外規定を設けた意図も明らかにされていない⁽³⁶⁾。

(3) 「非任意の隷属状態」と「奴隷制」の異同について

第38連邦議会では、「非任意の隷属状態 (involuntary servitude)」という文言が「ジェファソンの条令」(1787年条令)に由来することが言明されただけで、その具体的な意味内容は明らかにされなかった⁽³⁷⁾。1784年条令案が起草された頃に奴隷制と区別される形で存在していた年季奉公 (indentured servitude) 制度は同連邦議会の頃にはほぼ消滅していた一方で債務労働 (peonage) といった新たな拘束労働の形態があることが知られていた⁽³⁸⁾ものの、修正第13条案との関係について議論されることはほとんどなかった⁽³⁹⁾。

そもそも“servitude”の意味は多義的であり、奴隷制の同義語として用いられることもあ

⁽³³⁾ この論点は、修正第13条第1節の邦訳にも影響する。前稿では、否定説の立場で訳すと除外規定の廃止を目指す動きが理解し難くなること等を指摘し、「奴隷制及び非任意の労役は、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰の場合を除き、合衆国又はその管轄に属する全ての場所において存在してはならない。」と訳した(小林 前掲注(3), pp.25, 50-51)が、否定説の主張が理解し難くなることから、本稿では訳し方を改めた。

⁽³⁴⁾ 当時の既存の邦訳を批判し、修正第13条第1節の除外規定を“involuntary servitude”だけに掛かるように訳すことを主張した論者も、1787年条令第6条については「正当な刑罰としては、奴隷を奴隷扱いにすることができる、と読める」と述べている。飛田茂雄『アメリカ合衆国憲法を英文で読む—国民の権利はどう守られてきたか—』(中公新書 1427)中央公論社, 1998, p.195.

⁽³⁵⁾ Paul Finkelman, “Slavery and the Northwest Ordinance: A study in ambiguity,” *Journal of the Early Republic*, Vol.6 No.4, Winter 1986, pp.347, 349.

⁽³⁶⁾ Foner, *op.cit.*(20), p.46 は、1784年条令案に先行してヴァーモント、ペンシルヴァニア、コネティカット及びロードアイランド邦の憲法に奴隷制廃止条項が設けられていたものの、犯罪処罰としての非任意の労役 (involuntary labor) に言及したものはなかったことを指摘しつつ、ジェファソンが除外規定を設けた理由として、①『ヴァージニア覚え書き (Notes on the State of Virginia)』で記したように仕事なくなった解放奴隷が違法行為に訴えることを恐れ、その抑止となることを狙った、②労働は人格にとって良いものであり、強制労働は囚人の更生の助けになるとともに、烙印(らくいん)刑、独房での長期間の拘禁や死刑よりも人道的であると考えた、ということ等を挙げている。Howe, *op.cit.*(31), p.993 は、ジェファソンの抜き書き帳にイタリアの思想家ベッカリーア (Cesare Beccaria) の『犯罪と刑罰 (Dei delitti e delle pene)』からの抜粋が多数収録されていることを根拠に、死刑よりも終身奴隷刑 (perpetual slavery. 原語は schiavitù perpetua) の方が犯罪の抑止効果が高いとするベッカリーアの主張にジェファソンが賛成していたのは明らかだと指摘する。ただし、David Thomas Konig and Michael P. Zuckert, eds., *Jefferson's Legal Commonplace Book (The Papers of Thomas Jefferson, 2nd series)*, Princeton; Oxford: Princeton University Press, 2019 (ハウが引用しているものとは版が異なる。)を見る限り、核心部分である「死刑について」の章からの抜粋や同章への言及が皆無である(同書の編集者も、このことは「注目に値する」と記している。idem, p.506) ことへの留意が必要であろう。実際、ヴァージニア邦議会の法改訂委員会委員長としてジェファソンが1779年に起草した重犯罪に係る犯罪と刑罰の均衡を図るための法案(議会で1票差で否決)において死刑の代替刑とされたのは公共工事における重労働であった。この点について、ジェファソンは、自伝の中で「ベッカリーアその他の犯罪と処罰に関する著作者は、死刑という犯罪処罰の不当性及び非効率性を理性的な世界に納得させ、道路、運河その他の公共工事における重労働が適切な代替刑として提案された。法改訂委員会の委員たちはこの提案を受け入れたが、当時の我が邦の一般的な意見はまだここまで進歩していなかった」と記している (Paul Leicester Ford, collected and ed., *The Writings of Thomas Jefferson*, Vol.1, New York; London: G.P. Putnam's Sons, 1892, pp.60, 62-63)。ジェファソンがこのような重労働を奴隷制と同視していたか否かは不明である。

⁽³⁷⁾ 小林 前掲注(3), pp.44-45 参照。

⁽³⁸⁾ 同上, pp.42-44 参照。

⁽³⁹⁾ Foner, *op.cit.*(20), p.43.

る⁽⁴⁰⁾。米国憲法の制定会議（1787年）において“servitude”は奴隷の状態（condition of slaves）を表現するものと考えられると指摘されたことについては、第38連邦議会においてサムナーらが言及している⁽⁴¹⁾。

とはいえ、「ジェファソンの条令」の文言を組み替えて除外規定が「非任意の隷属状態」のみに掛かることを明確にした州憲法が登場するようになっていた（第38連邦議会にも同様の憲法改正案が提出されている⁽⁴²⁾）ことを始め、「奴隷制」及び「非任意の隷属状態」という用語の使用法を分析すると、両者は重複部分があるにしても実質的に別の概念というのが当時の一般的な認識であったことが推認されると説かれている⁽⁴³⁾。過去の主要な判例に触れつつ「非任意の隷属状態」の意義について述べた合衆国対コズミンスキ事件連邦最高裁判決（1988年）⁽⁴⁴⁾も、正確な範囲を定義することは困難としつつ、南北戦争当時の米国に存在していたアフリカ人奴隷制（institution of African slavery）のみならず、これに類似する強制労働（compulsory labor）の形態であって実際の運用においておおむね望ましくない結果を生む傾向にあったものを禁止する趣旨である、などと指摘している⁽⁴⁵⁾。

II 修正第13条成立後の米国における黒人を標的としたと見られる拘束労働

修正第13条により奴隷制が廃止され奴隷は解放されたものの、解放奴隷及びその子孫である黒人を標的としたと見られる搾取的な拘束労働が、姿を変えながら今日に至るまで連綿と続いているとされる。本章では、その主要なものを取り上げる。

1 黒人法と囚人貸出し制度

(1) 黒人法の制定

南北戦争に敗れた旧南部連合（Confederate States of America）諸州⁽⁴⁶⁾（以下「南部諸州」という。）の合衆国への再統合（Reconstruction）⁽⁴⁷⁾に際して問題となったのが、従来奴隷に依存していた労働力をいかに確保するかということであった。

この問題を解決するため、南部諸州では「黒人法（Black Codes）」と総称される法律を制定し、奴隷から解放された黒人を安価又は無給の労働力として確保することを図った⁽⁴⁸⁾。黒人法が規律する領域は労働、婚姻、教育等多岐にわたるが⁽⁴⁹⁾、修正第13条第1節の除外規定との関

(40) 小林 前掲注(3), p.50 参照。

(41) 同上, pp.44, 45 (脚注 151) 参照。

(42) 同上, pp.46, 51 参照。

(43) David R. Upham, “The Understanding of “Neither Slavery Nor Involuntary Servitude Shall Exist” Before the Thirteenth Amendment,” *Georgetown Journal of Law & Public Policy*, Vol.15 Iss.1, Winter 2017, p.147.

(44) *United States v. Kozminski*, 487 U.S. 931 (1988).

(45) 小林 前掲注(3), pp.46-47 参照。

(46) アーカンソー、アラバマ、ヴァージニア、サウスカロライナ、ジョージア、テキサス、テネシー、ノースカロライナ、フロリダ、ミシシッピ及びルイジアナの11州。

(47) “Reconstruction”は「再建」と訳されることも多いが、「特に、南北戦争の間離脱していた南部諸州が戦後（すなわち1865年から1877年まで）合衆国に再加盟させられた過程」と説明されている（Bryan A. Garner, editor in chief, *Black’s law dictionary*, Eleventh edition, St. Paul, MN: Thomson Reuters, 2019, pp.1526-1527）ことから、松井茂記『アメリカ憲法入門 第8版』（外国法入門双書）有斐閣、2018等が使用する「再統合」を用いる。

(48) Michele Goodwin, “The Thirteenth Amendment: Modern Slavery, Capitalism, and Mass Incarceration,” *Cornell Law Review*, Vol.104 Iss.4, May 2019, p.936. <<https://scholarship.law.cornell.edu/clr/vol104/iss4/4>>

(49) 黒人法に関する邦語文献として、辻内鏡人「第4章 南北戦争後の解放黒人をめぐる法」『アメリカの奴隷制と自由主義』東京大学出版会、1997, pp.149-189等参照。

係では浮浪 (vagrancy) 取締り条項が重要である。これは、働かない黒人や特段の理由もなく外出する黒人を浮浪者 (vagrant) として罰することを可能とするものであった⁽⁵⁰⁾。また、軽犯罪で起訴された黒人に長期間の拘禁刑を科すことも行われた⁽⁵¹⁾。

なお、黒人法は 1870 年代には姿を消したが、いわゆるジム・クロウ法 (Jim Crow laws)⁽⁵²⁾ という形で黒人の差別は続いた⁽⁵³⁾。ジム・クロウ法は、1964 年市民的権利法 (Civil Rights Act of 1964) の制定を受けて廃止された⁽⁵⁴⁾。

(2) 囚人貸出し制度

州は囚人を民間の企業や個人 (かつて大量の奴隷を所有していた大規模農園主 (プランター) など) に有償で貸し出し、貸し出された囚人は重労働に従事させられた。この「囚人貸出し (convict leasing)」と呼ばれる制度⁽⁵⁵⁾ 自体はニューヨーク州が起源とされ、南北戦争前から北部州、中西部州、西部州で行われていたものである⁽⁵⁶⁾ が、南部諸州で採用された制度の特徴として、①貸し出された囚人の数が多数に上ったこと、②貸し出された囚人が黒人に集中していたこと、③州による貸出し先の監督がほとんど行われていなかったこと⁽⁵⁷⁾、④囚人が労働に従事する様々な民間施設が「刑務所」と事実上同義とされたこと⁽⁵⁸⁾ が指摘されている。

企業等は、借り物にすぎない囚人を奴隷以上に酷使した。利潤を最大化することを旨として囚人の衣食費は切り詰められた上、体罰や拷問も横行し、貸し出された囚人の死亡率は高かった⁽⁵⁹⁾。囚人貸出しの賃料は、州の収入源となった⁽⁶⁰⁾。

⁽⁵⁰⁾ Roberts, *op.cit.*(28), p.31. 「浮浪者」の定義は州によって異なる。具体例については、同上, pp.159-161 参照。

⁽⁵¹⁾ *ibid.* 南部諸州が修正第 13 条第 1 節の除外規定にいち早く注目していたことを示すものとして、『シカゴ・トリビューン (Chicago Tribune)』紙等の特派員として 1865 年 9～11 月にジョージア州及び南北カロライナ州に滞在したジャーナリストの見聞記は、①修正第 13 条案の承認について審議していたサウスカロライナ州の憲法会議において、除外規定が認める犯罪処罰制度によって州議会は奴隷制の状態を再構築することが容易にできる旨の発言があったこと、②ジョージア州のある郡において旧南部連合の元将軍が「憲法は犯罪に対する処罰として非任意の隷属状態を科す権限を付与しているのだから、犯罪で有罪とされた黒人を再び拘束状態へと売却する権限を州の司法機関に付与する法律を制定すべきだ。」などとする演説を行ったことを紹介している。Sidney Andrews, *The South since the war: as shown by fourteen weeks of travel and observation in Georgia and the Carolinas*, Boston: Ticknor and Fields, 1866, pp.323-324.

⁽⁵²⁾ 公共施設の利用における人種隔離のために制定された一連の法律を指す。「ジム・クロウ」は、黒人の蔑称。

⁽⁵³⁾ プレッシ対ファーガスン事件連邦最高裁判決 (1896 年) が、「分離しても平等」であれば、修正第 14 条 (後述 (3)(i) 参照) には違反しない旨を判示し、人種隔離政策に正当性を付与することとなった。Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537 (1896). なお、同判決は、ブラウン対教育委員会事件連邦最高裁判決 (1954 年) (Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954)) 等により変更された。

⁽⁵⁴⁾ “The Civil Rights Act of 1964: A Long Struggle for Freedom: Epilogue.” Library of Congress Website <<https://www.loc.gov/exhibits/civil-rights-act/epilogue.html>>

⁽⁵⁵⁾ 囚人貸出し制度に関する最近の邦語文献として、上杉忍「アメリカ合衆国における産獄複合体 (Prison Industrial Complex) の歴史的起源—南部の囚人貸出制・チェインギャング制のメカニズム—」『北海学園大学人文論集』50 号, 2011.11, pp.10-17 参照。

⁽⁵⁶⁾ Steve Fraser and Joshua B. Freeman, “In the Rearview Mirror: Barbarism and Progress: The Story of Convict Labor,” *New Labor Forum*, Vol.21 Iss.3, October, 2012, pp.94-95. <<https://journals.sagepub.com/doi/10.4179/NLF.213.0000014>>

⁽⁵⁷⁾ Howe, *op.cit.*(31), p.1011.

⁽⁵⁸⁾ Alex Lichtenstein, *Twice the work of free labor: the political economy of convict labor in the New South*, London; New York: Verso, 1996, p.3. ③の指摘と同様に、州が囚人に対する監督権を契約の相手方に完全に委ねたことも特徴の一つに挙げている。

⁽⁵⁹⁾ 囚人の待遇等に関する記述は、Howe, *op.cit.*(31), pp.1010-1013; Pope, *op.cit.*(22), pp.1507-1509 の内容を適宜要約したものである。

⁽⁶⁰⁾ 囚人貸出し制度で最も収益を上げていたアラバマ州が 1880～1904 年の間に得た収益を平均すると、歳入予算の 10% に当たるとされる。Ronald L. Lewis, *Black coal miners in America: race, class, and community conflict, 1780-1980*, Lexington: University Press of Kentucky, 1987, p.26. もっとも、この数値は実際よりもはるかに低いとの批判があるという (*id.*)。実際、同州が 1898 年に囚人貸出しによって得た収益は全歳入の 73% に当たるとする文献もある。

南部諸州における囚人貸出し制度は、1885年のサウスカロライナ州を皮切りとして1927年のアラバマ州を最後に順次廃止されていった⁽⁶¹⁾。その理由は様々である⁽⁶²⁾が、決して人道主義的な観点によるものでなかったことは、代わりに採用されたチェイン・ギャング制度（後述2参照）における囚人の扱いの過酷さを見れば明らかであるとされる⁽⁶³⁾。

(3) 連邦議会の反応

(i) 1866年市民的権利法の制定及び修正第14・15条案の発議

共和党が主導権を握っていた第39連邦議会は、囚人貸出し制度に対抗していわゆる1866年市民的権利法（Civil Rights Act of 1866）を制定し、皮膚の色や人種を理由として白人と異なる刑罰を科すことを犯罪とした（第2条）ものの、実効性はなかった⁽⁶⁴⁾。また、同法が修正第13条により連邦議会に付与された権限内と言えるか否かが問題となり⁽⁶⁵⁾、修正第14条を追加する契機となった（1866年発議、1868年成立）。同条の規定内容は多岐にわたるが、第1節で次のように規定するとともに、第5節において同条の規定を実施するために適切な立法を行う権限を連邦議会に付与している。

合衆国で生まれ、又は合衆国に帰化し、かつ、その管轄に属する全ての者は、合衆国及びその者が居住する州の市民となる。いかなる州も、合衆国の市民の特権又は免責権を制限する法律を制定し、又は施行してはならず、また、法の適正な過程によらずに人の生命、自由又は財産を奪ったり、その管轄下にある者に法の平等な保護を拒んだりしてはならない。

る。Matthew J. Mancini, *One dies, get another: convict leasing in the American South, 1866-1928*, Columbia, SC: University of South Carolina Press, 1996, p.112. なお、南部諸州のうち、ヴァージニア州だけは囚人貸出し制度への依存度が低かった（全く利用しなかったわけではない）とされる。Howe, *ibid.*, p.1011.

(61) Pope, *op.cit.*(22), p.1526. もっとも、州レベルで正式に廃止された後も、多くの郡や地方では存続していたとされる。ポウプはノースカロライナ州に言及していないが、1933年に廃止されたとする資料もある。Beverly A. Smith and Frank T. Morn, “Chapter 1 The History of Privatization in Criminal Justice,” David Shichor and Michael J. Gilbert, eds., *Privatization in criminal justice: past, present, and future*, Cincinnati, OH: Anderson Pub., 2001, pp.19-20. 司法長官が合衆国法典第18編（犯罪及び刑事手続）の非任意の隷属状態、奴隷状態及び債務労働に関する刑罰規定を挙げてこれらの犯罪を積極的に摘発するよう連邦検察官に指示した1941年12月12日付け通達をもって米国で囚人貸出し制度が正式に廃止されたとする文献も見られる。Laura I Appleman, “Bloody Lucre: Carceral Labor and Prison Profit,” *Wisconsin Law Review*, Vol.2022 No.3, 2022 Forthcoming, manuscript, p.17. <https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3942151#>; Michael Poyker, “Economic Consequences of the U.S. Convict Labor System (Institute for New Economic Thinking Working Paper No.91),” February 2019, pp.29, 82. <https://www.ineteconomics.org/uploads/papers/WP_91-Poyker-Convict-Labor-1.pdf>; Joni Sweet, “History of the US prison system,” November 5, 2020. Stacker Website <<https://stacker.com/stories/4894/history-us-prison-system>> 等。通達が発出された理由は、米国が第2次世界大戦に参戦したこと、人種による不平等が反米宣伝活動に利用されないようにするためと見られている。Cazzie Reyes, “State-Imposed Forced Labor: History of Prison Labor in the U.S.,” February 8, 2016. End Slavery Now Website <<https://www.endslaverynow.org/blog/articles/state-imposed-forced-labor-history-of-prison-labor-in-the-us>>

(62) Howe, *op.cit.*(31), p.1014. 自由労働者の団体が立ち上げた反対運動の影響力の大きさを最初に挙げている。上杉前掲注55), pp.16-17 も、囚人労働力の導入によって白人労働者の労働条件や賃金水準が引き下げられたことを背景として、白人労働者が囚人労働者と競争させられることに強く抵抗したことが制度廃止の一因とする。

(63) *ibid.*

(64) Pope, *op.cit.*(22), pp.1484, 1503. 法律上は人種中立的な文言を使用し、あからさまな差別に当たらない程度に白人にも適用することで、囚人貸出し制度の続行は可能であった。

(65) *ibid.*, p.1484.

さらに連邦議会は、修正第 14 条案の審議過程で提起された黒人に対する選挙権の保障という問題を解決するため、1869 年に修正第 15 条案を発議し、翌 1870 年に憲法改正が成立した。修正第 15 条は、第 1 節において次のように規定するとともに、第 2 節において同条の規定を実施するために適切な立法を行う権限を連邦議会に付与している。

合衆国市民の投票する権利は、人種、皮膚の色又はかつての隷従状態⁽⁶⁶⁾を理由として、合衆国又は州により拒まれ、又は制限されてはならない。

(ii) 「再統合法」及び「実施法」の制定

ところで、共和党主導の連邦議会は融和的な南部再統合策をとるアンドルー・ジョンソン (Andrew Johnson) 大統領 (暗殺されたリンカーン (Abraham Lincoln) に代わって 1865 年 4 月 15 日に就任) と対立していたが、1866 年秋の中間選挙の結果同党が上下両議院で 3 分の 2 以上の議席を占めた⁽⁶⁷⁾ことから、いわゆる「再統合法 (Reconstruction Acts)」⁽⁶⁸⁾の制定に踏み切った。これにより、既に修正第 14 条案を承認し同年 7 月に合衆国に復帰していたテネシー州を除く南部諸州 10 州を五つの区域に分けて軍政を敷き、解放奴隷の選挙権を保障する新しい州憲法を制定すること及び修正第 14 条案を承認することをこれらの州が合衆国に復帰する条件とした。また、修正第 15 条が成立した 1870 年及び翌 1871 年には、黒人の選挙権行使を保障し、クー・クルックス・クラン (Ku Klux Klan) といった白人の優位を主張する秘密結社によるテロ活動を防止するために、いわゆる「実施法 (Enforcement Acts)」⁽⁶⁹⁾を制定した⁽⁷⁰⁾。

こうした黒人の権利を保護するための連邦議会の一連の努力は、合衆国対クルックシャンク事件連邦最高裁判決 (1876 年)⁽⁷¹⁾によって水泡に帰した。連邦最高裁は、市民の権利を保護する義務は州が負うものであって、修正第 14 条により連邦に付与された権限は州が市民の権利

⁽⁶⁶⁾ 原文は“previous condition of servitude”。修正第 13 条第 1 節と同じく“servitude”が用いられているが、第 40 連邦議会下院で最初に可決された憲法改正案では“previous condition of slavery”とされていた。最終的に両議院で可決された憲法改正案との文言の違いは、他の点を含め「本質的なものでない (immaterial)」と評されている (Roger Foster, *Commentaries on the Constitution of the United States*, Vol.1, Boston: The Boston Book Company, 1895, p.326) ことから、この“servitude”は“slavery”の言い換えと考えられる (Upham, *op.cit.*(43), p.146 も、理由は示していないが、この“servitude”が“slavery”の同義語であることは明白とする)。既存の邦訳の中には「前に奴隷であったこと」(田中英夫編集代表『BASIC 英米法辞典』東京大学出版会, 1993, p.237 (田中英夫訳))、「かつての奴隷の身分」(北脇敏一・山岡永知編訳『アメリカ合衆国憲法一対訳— 新版』国際書院, 2002, p.73) などとする例もあるが、連邦議会が「奴隷」という露骨な表現を採用しなかった経緯に鑑み、この訳語では使用しなかった。一方、修正第 13 条第 1 節の“servitude”とは意味が異なることから「隷属状態」とすることも避け、日本国憲法の英訳で“slavery”とされている「隷従」(前文)としてみた。なお、米国憲法制定会議において“servitude”は奴隷の状態を表現するものと考えられると指摘されたことについては、I 章 3(3) 参照。

⁽⁶⁷⁾ 両議院で 3 分の 2 以上の議席を占めることは、連邦議会が制定した法律に対する大統領の拒否権を覆して法律を成立させることができることを意味する。

⁽⁶⁸⁾ 1867 ~ 68 年に制定された四つの法律 (14 Stat. 428 (1867); 15 Stat. 2 (1867); 15 Stat. 14 (1867); 15 Stat. 41 (1868)) の総称。

⁽⁶⁹⁾ 三つの法律 (16 Stat. 140 (1870); 16 Stat. 433 (1871); 17 Stat. 13 (1871)) の総称。これらの法律は「クー・クルックス・クラン法 (Ku Klux Klan Acts)」とも呼ばれている。“Constitutional Amendments and Major Civil Rights Acts of Congress Referenced in Black Americans in Congress.” History, Art & Archives, United States House of Representatives Website <<https://history.house.gov/Exhibitions-and-Publications/BAIC/Historical-Data/Constitutional-Amendments-and-Legislation/>>

⁽⁷⁰⁾ 本項の記述は、Mark L. Bradley, *The Army and Reconstruction, 1865-1877* (CMH Pub 75-18), Washington, D.C.: U.S. Army Center of Military History, 2015, pp.13-22, 30-72. <https://history.army.mil/html/books/075/75-18/cmhPub_75-18.pdf> を適宜要約しつつ、若干の情報を追加したものである。

⁽⁷¹⁾ United States v. Cruikshank, 92 U.S. 542 (1876).

を否定しないように監視することに限定されるなどとして、1870年実施法の規定に基づき連邦裁判所に起訴された黒人虐殺事件の被告人に対する裁判管轄権を否定したのであった⁽⁷²⁾。1876年の大統領選挙をめぐる政治取引により、1877年には南部諸州から合衆国軍が完全に撤退し、白人至上主義者による政治支配が復活することとなる。南部諸州の黒人が市民的権利及び政治的権利を完全に行使できるようになるには、1957年から1960年代にかけて一連の市民的権利法⁽⁷³⁾が制定されるまで待つ必要があった。

(4) 連邦最高裁判所の反応

囚人貸出し制度が修正第13条に違反するという訴訟が提起されたことはないとされるが、合衆国対レノルズ事件連邦最高裁判決（1914年）⁽⁷⁴⁾は「犯罪に対する処罰として非任意の隷属状態に置く権限を州が有することは疑いようもない。この事実は修正第13条に見いだされるものであり、かかる処罰は明示的にその文言から除外されている。」⁽⁷⁵⁾と判示したのに続けて「当然のことながら、州は、州の便益のために案出されるに相違ない罰金及び刑罰を、州が正統に（legitimately）定めることができる方法によって科することができる。」と述べている⁽⁷⁶⁾。この判決をもって連邦最高裁が囚人貸出し制度を肯定したものと解する研究者もいるという⁽⁷⁷⁾。

2 チェイン・ギャング

南部諸州において囚人貸出しに代わる形で採用されたのが、チェイン・ギャング制度である。

(1) 制度の概要

「チェイン・ギャング（chain gang）」⁽⁷⁸⁾とは、「〔特に刑務所外での作業中に〕一つ鎖につながれた囚人たち」⁽⁷⁹⁾のことである。より具体的には、「逃亡を防止するための鎖又はその他の拘束具を身に着け、武装した看守の監視の下に刑務所外で働く囚人の一団」で、公道の建設・維持その他の公共事業に従事する、などと説明されている⁽⁸⁰⁾。刑務所の近くで作業に従事する囚人以外の囚人は、鉄道車両、トラックといった移動式の拘禁施設に収容された⁽⁸¹⁾。

(72) この判決が連邦議会主導の南部再統合を終了させる上で決定的な役割を果たしたと説くものとして、James Gray Pope, “Snubbed Landmark: Why United States v. Cruikshank (1876) Belongs at the Heart of the American Constitutional Canon,” *Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review*, Vol.49 No.2, Spring 2014, pp.385-447. <https://harvardcrcl.org/wp-content/uploads/sites/10/2011/09/385_Pope.pdf>

(73) 法律の一覧及び概要については、“Constitutional Amendments and Major Civil Rights Acts of Congress Referenced in Black Americans in Congress,” *op.cit.*(69)参照。

(74) *United States v. Reynolds*, 235 U.S. 133 (1914).

(75) この判示部分は、刑務所における強制労働を合憲とするものと解されている。Lisa Kelly, “Chain Gangs, Boogeymen and Other Real Prisons of the Imagination,” *Race and Ethnic Ancestry Law Journal*, Vol.5 Iss.1, 1999, p.18. <<https://digitalcommons.law.uw.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1315&context=faculty-articles>>

(76) *United States v. Reynolds*, *op.cit.*(74), 149.

(77) Pope, *op.cit.*(22), p.1519.

(78) “chain gang”に定訳は見られないようである。「鎖牢」という訳語を当てた例も見られる（菊池謙一『アメリカにおける前資本制遺制—南部のプランテーション制度—』（アメリカ史研究 2）未来社，1955，pp.227, 252等）が、後述するようにこの制度の特徴は刑務所外での作業時に囚人たちが1本の鎖につながれることにあると考えられることから、本稿では片仮名表記を採用する。菊池も、通常は「チェイン・ギャング」と記している。

(79) 小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社，2011，p.153。“gang”には「集団」という意味がある。

(80) Harry E. Allen and Julie C. Abril, “The New Chain Gang: Corrections in the Next Century,” *American Journal of Criminal Justice*, Vol.22 No.1, 1997, p.2. <<https://link.springer.com/content/pdf/10.1007/BF02887338.pdf>>

(81) “Chain Gangs.” PBS Website <<https://www.pbs.org/tpt/slavery-by-another-name/themes/chain-gangs/>> チェイン・ギャング制度は囚人の収容に伴う経費等の問題の解決策として採用された、と説明されている。

囚人貸出し制度が囚人を民間企業等に貸し出して賃料を得る（州の収入とする）ものであったのに対し、チェイン・ギャング制度は囚人を州の公共事業の労働力として利用することを目的としていた点は異なるものの、待遇が極めて過酷であったこと、黒人の占める割合が高かったこと⁽⁸²⁾は、共通していた⁽⁸³⁾。

(2) 廃止と復活

一般的にはチェイン・ギャング制度は1940年代に事実上廃止されたと見られている⁽⁸⁴⁾。世論の批判⁽⁸⁵⁾もあったが、主として経済的な理由⁽⁸⁶⁾によるとされる⁽⁸⁷⁾。もっとも、1970年代の事例も見られ⁽⁸⁸⁾、1995年にはアラバマ州で制度が正式に復活した。これは、同州の知事が犯罪厳罰主義（後述3(1)(ii)(a)参照）の姿勢を示したものにすぎず、犯罪の防止とは無関係などと評された⁽⁸⁹⁾。制度が復活した1995年中に残酷で異常な刑罰を禁ずる修正第8条に違反するとして集団訴訟が提起され、1996年に和解が成立し（1998年にアラバマ州中部地区連邦地方裁判所が承認⁽⁹⁰⁾）、複数の囚人を1本の鎖でつなぐ取扱いは廃止された⁽⁹¹⁾。

(3) 裁判例

アラバマ州の例に見られるように、チェイン・ギャング制度は修正第8条との関係で論じられることが多いが、修正第13条に違反するかどうか争われた裁判例として、ウィルスン対ケリー事件（1968年）が挙げられている⁽⁹²⁾。ジョージア州北部地区連邦地方裁判所は、肉体労働しか課されない「公共工事作業所（public works camp）」における重労働は修正第13条の「非任意の隷属状態」に当たるとの主張を、合衆国対レノルズ事件連邦最高裁判決（1914年）（1(4)

⁽⁸²⁾ 囚人貸出し制度の場合と同様、人種差別に当たらないように白人の労働者階級も標的とされたという。Pope, *op.cit.*(22), pp.1531-1532.

⁽⁸³⁾ Appleman, *op.cit.*(61), manuscript, p.21.

⁽⁸⁴⁾ Kelly, *op.cit.*(75), pp.4-5 (fn15). 1960年代とする資料もある（Appleman, *ibid.*, manuscript, p.23等）。

⁽⁸⁵⁾ ジョージア州のチェイン・ギャングから逃亡した白人男性がその過酷な実態を描写した自伝（Robert Elliott Burns, *I am a fugitive from a Georgia chain gang!*, 1932）は、映画化もされ、大変な反響を呼んだ。

⁽⁸⁶⁾ 1930年代の大恐慌・ニューディール時代における失業対策の結果、道路工事にチェイン・ギャングが用いられることはなくなったとされる。Peter Wallenstein, “Slavery Under the Thirteenth Amendment: Race and the Law of Crime and Punishment in the Post-Civil War South,” *Louisiana Law Review*, Vol.77 No.1, Fall 2016, p.19. <<https://digitalcommons.law.lsu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=6598&context=lalrev>>

⁽⁸⁷⁾ Lichtenstein, *op.cit.*(58), pp.188-191.

⁽⁸⁸⁾ Kelly, *op.cit.*(75), pp.4-5 (fn15).

⁽⁸⁹⁾ Lynn M. Burley, “History Repeats Itself in the Resurrection of Prisoner Chain Gangs: Alabama’s Experience Raises Eighth Amendment Concerns,” *Law and Inequality*, Vol.15 Iss.1, June 1997, p.154. <<https://scholarship.law.umn.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1366&context=lawineq>>

⁽⁹⁰⁾ *Austin v. Hopper*, 15 F. Supp. 2d 1210 (M.D. Ala. 1998).

⁽⁹¹⁾ “Alabama Ends Chain Gang Experiment,” *Prison Legal News*, September 2001, p.4. <<https://www.prisonlegalnews.org/news/2001/sep/15/alabama-ends-chain-gang-experiment/>>; “*Austin v. James* (Case Number: 95-CV-637).” Southern Poverty Law Center Website <<https://www.splcenter.org/seeking-justice/case-docket/austin-v-james>> 和解までの経緯については、Burley, *op.cit.*(89), pp.127-128 参照。アラバマ州に追随して制度を復活させた州の中で唯一の存続事例と言われたアリゾナ州マリコパ郡でも、2010年代後半に廃止された模様である。Kathleen J. Fitzgerald, *Recognizing race and ethnicity: power, privilege, and inequality*, third edition, New York; London: Routledge, 2020, p.397; Meg O’Connor, “Nation’s Only Female Chain Gang’ Apparently Disbanded,” May 2, 2019. Phoenix New Times Website <<https://www.phoenixnewtimes.com/news/nations-only-female-chain-gang-boasts-the-mcso-website-11279199>>

⁽⁹²⁾ Kelly, *op.cit.*(75), p.25. また、Allen and Abril, *op.cit.*(80), pp.5-6 は、合衆国対レノルズ事件連邦最高裁判決（1914年）が修正第13条第1節の除外規定に基づきチェイン・ギャング制度を容認したものと解しているようである（有罪判決を受けた訴外リヴァーズ（Ed Rivers）が①収監されてチェイン・ギャングとなるか、②罰金を肩代わりしてくれるプランター（被告人レノルズ（J. A. Reynolds））の下で働くかの選択を迫られたものであるという事実関係を踏まえたものかもしれない。）。

参照)等を引用しながら、犯罪処罰としての重労働は同条によって明示的に許容されていると解されてきたとして退けた⁽⁹³⁾。連邦最高裁は、理由を示すことなく上告を棄却した⁽⁹⁴⁾。

3 大量収監下での囚人労働

(1) 大量収監とは

(i) 概要

米国では、1960年代に市民的権利運動が高まりを見せた直後から収監人口⁽⁹⁵⁾が増加するようになったとされる⁽⁹⁶⁾。1970年以降に急増し、2009年をピークとしてその後は緩やかに減少しているものの、2018年の収監人口(210万人超)は1970年の7倍に達し、世界一である⁽⁹⁷⁾。米国の無党派のシンクタンク「刑務所政策イニシアティブ(Prison Policy Initiative)」が2021年9月に公表した資料によれば、人口10万人当たりの収監人口は664人で、人口50万人超の国の中で第1位を占め、北大西洋条約機構(NATO)原加盟国⁽⁹⁸⁾の中では突出している(第2位の英国は129人)⁽⁹⁹⁾。

この「大量収監(mass incarceration)」⁽¹⁰⁰⁾と呼ばれる現象は、南部諸州に限らず米国各州で見られるものである⁽¹⁰¹⁾が、人口10万人当たりの収監人口が1,094人で全米第1位のルイジアナ州を筆頭に、南部諸州11州中の10州が全米平均を上回っている⁽¹⁰²⁾。

(ii) 大量収監が生じた理由

(a) 「法と秩序」の政治利用

1970年代半ば以降に収監人口が急増した理由の一つとして、市民的権利運動に呼応して主張されるようになった「法と秩序(law and order)」の政治利用が指摘されている⁽¹⁰³⁾。共和党

⁹³ Wilson v. Kelley, 294 F. Supp. 1005 (N.D. Ga. 1968). Kelly, *ibid.* は、1953年のジョージア州控訴裁判所(Court of Appeals of Georgia)判決を引用して「公共工事作業所」が「チェイン・ギャング」と同義であると指摘する。当該判決が指摘するように公共工事作業所における鎖、手かせ、足かせ等の使用は1946年の州法で禁止されたことからすれば、1968年判決の時点でチェイン・ギャングと同視することに疑問はあるが、Allen and Abril, *ibid.*, p.6も修正第8条及び修正第14条との適合性を判断した例としてではあるが、チェイン・ギャングに関する裁判例として本件の連邦最高裁判決を挙げていることからすれば、そのような実態を備えていたのかもしれない。

⁹⁴ Wilson v. Kelley, 393 U.S. 266 (1968).

⁹⁵ 資料によって“incarcerated population”、“prison population”など、様々な呼び方や定義がなされている(例えば前者は、米国司法省司法統計局の資料では刑務所(prison)及び地方の拘置所(local jail)の収容人数を指すが、少年刑務所等の収容人数を含める資料もある)。本稿では便宜「収監人口」で統一するが、異なる資料間の単純な比較は困難であることに留意する必要がある。

⁹⁶ Pope, *op.cit.*(22), p.1528.

⁹⁷ *Global Prison Trends 2020*, second version, London: Penal Reform International, 2020, p.9. <<https://www.penalreform.org/wp-content/uploads/2020/05/Global-Prison-Trends-2020-Penal-Reform-International-Second-Edition.pdf>>

⁹⁸ NATOは1949年に創設された政治軍事同盟で、原加盟国は、アイスランド、イタリア、英国、オランダ、カナダ、デンマーク、ノルウェー、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル及びルクセンブルクの12か国である。

⁹⁹ Emily Widra and Tiana Herring, “States of Incarceration: The Global Context 2021,” September 2021. Prison Policy Initiative Website <<https://www.prisonpolicy.org/global/2021.html>> 英国の数値は、*id.*, Figure 2による。

¹⁰⁰ “incarceration”は、今日では「拘禁」と訳す方が適切かもしれないが、本稿ではイメージを喚起しやすいと考えられる「収監」の訳語を当てることを基本とする。

¹⁰¹ 人口10万人当たりの収監人口が全米最下位のマサチューセッツ州(275人)でさえ、英国の2倍超となっている。Widra and Herring, *op.cit.*(99)

¹⁰² 11州中唯一全米平均を下回っているのはノースカロライナ州(617人)で、全米第29位である。*ibid.*

¹⁰³ 1960年代に米国南部で展開された市民的権利運動が(座り込みといった)直接行動や(デモ行進といった)市民的不服従によって公共施設における差別の撤廃を求める戦術をとったのに対し、州政府当局者は、反対世論を喚起するためにこれらの戦術を犯罪や「法と秩序」の破壊の表れだと決めつけ、人種隔離政策等に反対する「暴漢」、「扇動家」、「暴徒」等の取締りを呼び掛けたとされる。Katherine Beckett・Theodore Sasson「Crime, Politics and the Public: The Sources of Mass Incarceration in the U.S.A」『犯罪社会学研究』29号, 2004, pp.39-40.

出身のニクソン（Richard M. Nixon）大統領（1969～74年在任）とレーガン（Ronald Reagan）大統領（1981～89年在任）が市民的権利運動や黒人運動を快く思わない白人不満層に働き掛けるための戦略として用いたもので、ニクソンは「犯罪との闘い（war on crime）」、レーガンは「薬物との闘い（war on drugs）」⁽¹⁰⁴⁾を表明した。政治家は、国民の不安を軽減し、票を獲得するために犯罪に対する強硬姿勢（get tough on crime. 「犯罪厳罰主義」などと呼ばれている。）を競うようになった。こうした態度は民主党出身のクリントン（William J. Clinton）大統領（1993～2001年在任）にも引き継がれ、クリントンは重要犯罪で3度以上有罪とされた者に対して仮釈放のない終身拘禁刑を科すこと等を内容とする1994年暴力犯罪規制・法執行法（いわゆる「三振法」）⁽¹⁰⁵⁾の制定を推進した⁽¹⁰⁶⁾。

(b) 刑務所の民営化

収監人口が増加した別の理由として指摘されているのが、刑務所の民営化（privatization）である⁽¹⁰⁷⁾。これは、収監人口の急増に伴う囚人の収容場所の確保とその費用の調達という問題の解決策として導入されたもので、連邦、州又は地方の政府が民間刑務所会社と契約を締結し、刑務所の建設や運営を委託するというものである⁽¹⁰⁸⁾。1983年には民間刑務所を運営する最初の民間会社が設立された⁽¹⁰⁹⁾。刑務所の民営化は、収監の目的を私的利益の追求へと転換させることを許すことになったと言われる⁽¹¹⁰⁾。刑務所をめぐる巨大な利権をめぐる民間企業、政府の矯正機関、政治家、裁判官などから成る「産獄複合体（Prison Industrial Complex）」と呼ばれる利権集団が形成されており⁽¹¹¹⁾、これが収監人口増大の推進力になっているとの指摘もある⁽¹¹²⁾。

⁽¹⁰⁴⁾ Fitzgerald, *op.cit.*(91), pp.400-402 は、薬物の濫用を「社会の一番の敵（public enemy number one）」と述べたニクソン大統領に始まる「薬物との闘い」を収監人口増大の最大の要因とする。同様に、1980年代以降の「薬物との闘い」政策が収監人口の急増を招いたと指摘する論者は少なくない。邦語文献として、上杉 前掲注(55), p.2; 近藤卓也「米国連邦刑務所の民営化と損害賠償責任」『北九州市立大学法政論集』44巻1・2号, 2016.9, p.4; 藤永康政「アメリカ合衆国の人種主義的大量収監と21世紀の刑罰国家」『歴史学研究』987号, 2019.9, pp.18, 20等参照。これに対し、刑務所政策イニシアティブが2020年3月に公表した資料では、大量収監に関する五つの「神話（myth）」の筆頭に「非暴力的な薬物犯罪者」を放置することが大量収監を終了させる」ということを挙げ、収監人口の8割は薬物犯罪者以外で占められていることから、大量収監を終了させるためには薬物所持以外の重大犯罪への対処方法を変える必要があると指摘する。Wendy Sawyer and Peter Wagner, “Mass Incarceration: The Whole Pie 2020,” March 24, 2020. Prison Policy Initiative Website <<https://www.prisonpolicy.org/reports/pie2020.html>>

⁽¹⁰⁵⁾ Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994.

⁽¹⁰⁶⁾ 岡本美紀「アメリカ合衆国における「1994年暴力犯罪統制及び法執行法」について—いわゆる「三振アウト」条項を中心として—」『比較法雑誌』29巻4号, 1996.3, pp.34-39 は、「犯罪の政治化」という観点から1960年代以降の犯罪統制政策について説明している。

⁽¹⁰⁷⁾ Fitzgerald, *op.cit.*(91), pp.398-400.

⁽¹⁰⁸⁾ Patrice A. Fulcher, “Hustle and Flow: Prison Privatization Fueling the Prison Industrial Complex,” *Washburn Law Journal*, Vol.51 Iss.3, Summer 2012, pp.597-599. <<https://contentdm.washburnlaw.edu/digital/collection/wlj/id/5955/>> 近藤 前掲注(104), pp.1-2によれば、米国における刑務所の民営化は、概して包括的民間委託と呼ばれるように、民間企業が刑務所の管理・運営に係る全ての業務を行い得る点が特徴的とされる。とはいえ、契約内容により形態は様々であり、民間会社が刑務所内の特定の役務（給食、洗濯、医療など）を提供することも民営化に含まれる（Fitzgerald, *ibid.*, p.398）。

⁽¹⁰⁹⁾ 同上, p.4. 最初に設立された会社は Corrections Corporation of America で、現在は CoreCivic と称している。

⁽¹¹⁰⁾ Fulcher, *op.cit.*(108), pp.598-599.

⁽¹¹¹⁾ *ibid.*, pp.599-600. “Prison Industrial Complex” は、「獄産複合体」、「刑産複合体」などと訳されることもある。

⁽¹¹²⁾ 産獄複合体の仕組みについて簡単に解説した邦語文献として、上杉 前掲注(55), pp.4-6; 関根和弘「現代の「奴隷制」アメリカの監獄ビジネス 黒人「搾取」する産獄複合体の実態」2021.5.25. GLOBE+ウェブサイト <<https://globe.asahi.com/article/14357954>> 等参照。例えば民間刑務所会社は、収監人口を増やすために、「犯罪厳罰主義」立法や不法移民の収監を推進するよう連邦議会等への働き掛けを行ってきたとされる。Fitzgerald, *op.cit.*(91), pp.399-400. これに対して刑務所政策イニシアティブは、大量収監に関する「神話」の一つとして「民間刑務所が大量収監の腐敗の核心である」ということを挙げ、民間刑務所会社が高水準の収監についてロビイングを行ってきたのは確かであるが、民間刑務所は全体の9%にも満たない囚人しか収監しておらず、公有の制度に寄生するやどりぎ（parasite）にすぎないなどと指摘している（Sawyer and Wagner, *op.cit.*(104)）。ただし、公有の刑務所にお

(iii) 収監人口における人種的不均衡

ところで、収監人口の人種別内訳を見ると、黒人が40%を占めており、全人口に占める割合(13%)に比して不釣り合いに多い⁽¹¹³⁾。

その理由の一つとして「人種(レイシャル)プロファイリング(racial profiling)」と呼ばれる「専ら又は主としてその皮膚の色を理由に人々を標的とする警察の取締り活動」⁽¹¹⁴⁾が挙げられている⁽¹¹⁵⁾。そもそも「薬物との闘い」自体が黒人を標的とするものであったとの指摘もある⁽¹¹⁶⁾。

とはいえ、収監人口における人種的不均衡は、意図的な人種差別を立証するには足りない程度にとどまっているとされる⁽¹¹⁷⁾。

(2) 囚人労働の態様等

囚人は被用者でなく、雇用関係法による保護の対象外であることから、刑務所の経営者は、一方的に設定した労賃(無給とすることも可能)で囚人に労働を強いることができ、これを拒否した囚人は厳しい懲罰を受けることがある⁽¹¹⁸⁾。

労働の種類は、公共事業に限らず、刑務所内の炊事等の自営作業を含め多岐にわたる⁽¹¹⁹⁾。安価で奴隷的な労働力を求める私企業などに囚人が貸し出されることもある⁽¹²⁰⁾。

また、刑務所の経営者は、囚人に対し、一方的に刑務所滞在費を設定すること、売店で生活必需品を購入することを強いることなどもできる⁽¹²¹⁾。

今日の刑務所は究極の会社町(company town)と化しており、刑務所の経営者は、囚人を搾取可能な労働者としてのみならず、収監された消費者・賃借人、政府の金を得る手段とみなしている、などと評されている⁽¹²²⁾。

(3) 修正第13条第1節の除外規定との関係

除外規定の文言自体は大量収監を推進するものではなく、除外規定の有無にかかわらず大量

いても広範なサービスの民営化が行われていることなどを理由に、「この数字がかなり人を誤らせている。」との再反論も見られる。松下 冽「分断化と警察国家化に向かう21世紀の世界」『立命館国際研究』33巻3号, 2021.2, p.418.

⁽¹¹³⁾ Sawyer and Wagner, *ibid.*

⁽¹¹⁴⁾ 今野健一「レイシャル・プロファイリングと憲法」阪口正二郎ほか編『憲法の思想と発展—浦田一郎先生古稀記念—』信山社, 2017, p.198. レイシャル・プロファイリングの本質は、標的とされた集団が他の人種的又はエスニックな集団よりも一般に犯罪を行いがちである、又は一定の種類犯罪を行いがちである、という包括的な判断であるという指摘等が紹介されている。

⁽¹¹⁵⁾ 上杉 前掲注(55), p.6.

⁽¹¹⁶⁾ Fitzgerald, *op.cit.*(91), pp.400-402; 藤永 前掲注(104), p.20. 例えば、黒人の使用者が多いクラック・コカイン5グラムの所持と白人の使用者が多い粉末コカイン500グラムの所持が同等の刑とされた。

⁽¹¹⁷⁾ Pope, *op.cit.*(22), p.1532. 連邦最高裁は、修正第14条第1節に違反する差別があるというためには「意図的な差別(intentional discrimination)」でなければならないという立場をとっている(今野 前掲注(114), p.215)。

⁽¹¹⁸⁾ *ibid.*, p.1530; Fitzgerald, *op.cit.*(91), p.398.

⁽¹¹⁹⁾ Fitzgerald, *ibid.* 刑務所は炊事、洗濯等の自営作業を囚人に強いることで収監に要する費用を囚人に転嫁しており、刑務所の運営に要する実際のコストを隠していると指摘されている。Sawyer and Wagner, *op.cit.*(104)

⁽¹²⁰⁾ Pope, *op.cit.*(22), pp.1530-1531. 囚人貸出しと同様に、搾取の強度は囚人が犯した罪の重大さとほとんど又は全く関係ないとする。囚人の安価な労働力を用いて私企業が利益を上げる方法については、松下 前掲注(112), pp.421-423等参照。なお、この点に関し、刑務所政策イニシアティブは、大量収監に関する「神話」の一つとして「刑務所は会社に莫大な奴隷労働力を供給するために存在する「塙の中の工場」である」ということを挙げ、連邦のプログラムを通じて民間会社に雇用されている囚人は約5千人(1%未満)にすぎないとし、刑務所労働を使用している民間会社は、大量収監の終了を阻むものではないし、大半の刑務作業の源泉でもない、と指摘する。

Sawyer and Wagner, *ibid.*

⁽¹²¹⁾ Pope, *ibid.*, p.1528.

⁽¹²²⁾ *ibid.*, p.1530.

収監は生じ得たとする見解とこれに対する反論が見られる⁽¹²³⁾。

また、収監人口における人種的不均衡が生ずる理由とされる黒人を対象とする人種(レイシャル)プロファイリング ((1)(iii) 参照) については、「奴隷制の標章又は付随物」(I 章 2 参照) に該当し修正第 13 条に違反するという指摘がある⁽¹²⁴⁾。

(4) 裁判例

今日の囚人労働が修正第 13 条に違反するか否かについて判断した連邦最高裁判例はないようであるが、大半の下級審判決は、除外規定を広く解して (I 章 3(1) 参照) これを否定している⁽¹²⁵⁾。頻繁に引用される 3 件の第 5 巡回区連邦控訴裁判所 (以下「第 5 連邦控裁」という。) 判決の概要を示すと、次のとおりである。

(i) ウェント対ライノー事件判決 (1988 年)

テキサス州の刑務所に収容された囚人による「無給の労働を強制されるのは修正第 13 条に違反する」との訴えを「明らかに浅はか (frivolous)」と断じた上で、適法に有罪の宣告を受け犯罪に対する処罰として服役している状況は文字どおり修正第 13 条の適用対象外であり、当該囚人は同条で保障された権利を主張する立場にはないと判断を示した⁽¹²⁶⁾。

(ii) アリ対ジョンソン事件判決 (2001 年)

テキサス州で無給の重労働に従事させられていた囚人が、囚人に働くことを求める州法規定の不存在及び重労働を科すという刑の言渡しを受けなかったことを理由に、修正第 13 条違反を訴えた事件である。

第 5 連邦控裁は、刑務所に収容される旨の刑の言渡しを受けた囚人は、刑務所制度が囚人に働くことを要求する場合に修正第 13 条の有効な主張を行うことはできないとの判断を示した⁽¹²⁷⁾。囚人に労働を強制する理由について州刑事司法局は刑務所の規律保持の一環などと説明していたことから、刑罰以外の理由による囚人労働を自由に課す裁量を認めた判決と評されている⁽¹²⁸⁾。なお、囚人側は、「重労働を科すという言渡しを受けなかった囚人は修正第 13 条の権利を保有する」と述べたワトソン対グレイヴズ事件第 5 連邦控裁判決 (1990 年)⁽¹²⁹⁾を援用したが、連邦の裁判例からすれば「異例 (anomaly)」であり、いずれにしても傍論であるとして退けられた。この傍論を支持する裁判例はほとんどないとされる⁽¹³⁰⁾。

(iii) マレイ対ミシシッピ矯正局事件判決 (1990 年)

囚人が民間の施設で無給で働かされることは修正第 13 条に違反すると訴えた事件である。

⁽¹²³⁾ Patrick Rael, “Demystifying the 13th Amendment and Its Impact on Mass Incarceration,” December 9, 2016. AAIHS Website <<https://www.aaihs.org/demystifying-the-13th-amendment-and-its-impact-on-mass-incarceration/>> これに対する反論として、Dennis R. Childs, “Slavery, the 13th Amendment, and Mass Incarceration: A Response to Patrick Rael,” December 12, 2016. *id.* <<https://www.aaihs.org/slavery-the-13th-amendment-and-mass-incarceration-a-response-to-patrick-rael/>> なお、後掲注⁽⁹⁹⁾参照。

⁽¹²⁴⁾ William M. Carter, Jr., “A Thirteenth Amendment Framework for Combating Racial Profiling,” *Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review*, Vol.39 No.1, Winter 2004, pp.17-93. <https://scholarship.law.pitt.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1066&context=fac_articles> 連邦議会による立法によらずに修正第 13 条第 1 節を直接適用できるとも説く。

⁽¹²⁵⁾ Pope, *op.cit.*(22), p.1535.

⁽¹²⁶⁾ *Wendt v. Lynaugh*, 841 F.2d 619 (5th Cir. 1988).

⁽¹²⁷⁾ *Ali v. Johnson*, 259 F.3d 317 (5th Cir. 2001).

⁽¹²⁸⁾ Pope, *op.cit.*(22), pp.1536-1537.

⁽¹²⁹⁾ *Watson v. Graves*, 909 F.2d 1549 (5th Cir. 1990).

⁽¹³⁰⁾ Pope, *op.cit.*(22), p.1544.

第5連邦控裁は、①修正第13条第1節は有罪判決後の非任意の隷属状態を明確に認めていること、②囚人労働に対する報酬は憲法上の要請でなく「州の慈悲によるものである」とする裁判例があること、③囚人を民間の施設で働かせる方が公の施設で働かせるよりも違憲性が高いと結論づける根拠は見いだせないことなどを指摘して、訴えを退けた⁽¹³¹⁾。

Ⅲ 奴隷制の完全な廃止に向けた憲法改正の動向

修正第13条第1節の除外規定はⅡ章で見たような拘束労働を許容するものと解されてきたが、これを奴隷制を温存するための「抜け道」とみなし⁽¹³²⁾、「奴隷制の抜け道をふさぐ (to close slavery loophole)」ための憲法改正を目指す動きが見られるようになってきている。こうした活動は州憲法についても見られ、幾つかの州で憲法改正が実現している。これらの動向について、州憲法、米国憲法の順に紹介する。

1 州憲法改正の動向

(1) 州憲法における奴隷関係規定の状況

2022年1月末現在、50州の州憲法のうち、奴隷(制)について何らかの規定を有するものが24ある。これらを分類すると、①犯罪処罰の場合の奴隷制を許容すると解し得るものが11(うち、a)修正第13条第1節と規定ぶりが似ているものが3、b)1787年条令第6条と規定ぶりが似ているものが6、c)その他が2)、②犯罪処罰の場合の非任意の隷属状態のみを許容するものが8、③債務返済等のための奴隷等を許容するものが1、④一切の例外なく奴隷制の禁止を定めるものが4となっている(別表参照)。

④のうち、制定時からの規定であるロードアイランド州憲法(1986年成立)を除くコロラド、ユタ及びネブラスカ各州の憲法は、コロラド州が2018年、残りの2州が2020年の憲法改正によって規定が整備されたものである。さらに、テネシー、オレゴン及びヴァーモントの3州において、2022年秋に憲法改正州民投票が予定されている。これら6州以外の州で2016年以降に憲法改正案の提出があったものは、12に上る(別図参照)。

以下、項を改めてコロラド州に始まる州憲法改正⁽¹³³⁾の動向を紹介する。

(2) コロラド州憲法の改正

1876年に成立したコロラド州憲法の第2条第26節は、「奴隷状態及び非任意の隷属状態(被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰としてのものを除く。)は、この州に決し

(131) Murray v. Mississippi Dept. of Corrections, 911 F.2d 1167 (5th Cir. 1990).

(132) 「抜け道」が第38連邦議会において意図的に設けられたものか否かについては、研究者の間でも見解が分かれている。肯定説として、前掲注(31)に記したハウ(Howe)の所論等参照。これに対してPope, *op.cit.*(22), pp.1474-1476は、除外規定の危険性を十分に認識しないまま「ジェファソンの条令」の文言を借用したものと考えられると説き、同連邦議会上院の審議において除外規定への懸念を示したサムナー自身が、第39連邦議会の審議(1867年1月3日)において、修正第13条案を可決した際の上院では除外規定が「単に通常の収監に適用されると考えたのだろう」と発言したことを指摘している。なお、ハウもポウブも「抜け道」という表現は使用していない。

(133) 「増補方式」によって憲法改正を行っている米国憲法とは異なり、州憲法の改正は、改正部分が改正の対象となった元の憲法典に溶け込み、形としては元の憲法典だけが残る「溶け込み方式」によっている(両者の違いについては、小林 前掲注(1), p.5参照)。

て存在してはならない。」⁽¹³⁴⁾と規定していたが、2018年5月1日に州議会の下院において、同月8日に上院において、それぞれ全会一致で可決された同節の改正案が同年11月6日に実施された州民投票で承認され（表2参照）⁽¹³⁵⁾、除外規定が削除された。「奴隷状態及び非任意の隷属状態は、この州に決して存在してはならない。」⁽¹³⁶⁾と改められた同節は、州知事の布告によって同年12月19日から施行された。

表2 コロラド州憲法の奴隷禁止条項改正案（Amendment A）に関する2018年11月6日の州民投票

設問	「犯罪に対する処罰としての奴隷状態及び非任意の隷属状態を禁止し、これによってあらゆる状況における奴隷状態及び非任意の隷属状態を禁止するコロラド州憲法の改正を行いますか。」		
登録有権者数 ^(注)	3,953,613	投票総数（投票率） ^(注)	2,566,784（64.9%）
賛成数（割合）	1,599,790（66.2%）	反対数（割合）	816,342（33.8%）

（注）州民投票と同時に実施された州議会議員通常選挙の数値。

（出典）“2018 General Election Results.” Colorado Secretary of State Website <<https://www.sos.state.co.us/pubs/elections/Results/Abstract/2018/general/amendProp.html>> を基に筆者作成。

州議会の立法調査局（Legislative Council）⁽¹³⁷⁾が作成した州民投票に向けての広報資料（「青書（Blue Book）」と呼ばれている。）では、この憲法改正の目的は、有罪判決による処罰として奴隷状態及び非任意の隷属状態を用いることを許容する文言を除去することにあると説明されている⁽¹³⁸⁾。また、「奴隷状態（slavery）」については『ブラック法律辞典（Black’s Law Dictionary）』を引用して「ある者が他者の生命、財産及び自由に対する絶対的な支配力を有する状況」⁽¹³⁹⁾と、「非任意の隷属状態」については連邦最高裁判決⁽¹⁴⁰⁾を引用して「身体を拘束され若しくは傷つけられることにより、身体を拘束し若しくは傷つけると脅迫されることにより、法律若しくは法の手続を通じて威迫されることにより、又は法律若しくは法の手続を通じて威迫すると脅迫されることにより、ある者が他者のために働くことを強制される隷属状態」と定義している⁽¹⁴¹⁾。

なお、コロラド州では、2016年にも州議会の上下両議院において全会一致で可決された同節の改正案が州民投票に付されたが、この時は僅差で否決されている（表3参照）⁽¹⁴²⁾。設問の紛らわしい文言が有権者の混乱を招いたのが原因と見られている⁽¹⁴³⁾。

⁽¹³⁴⁾ 原文は、“There shall never be in this state either slavery or involuntary servitude, except as a punishment for crime, whereof the party shall have been duly convicted.”。修正第13条第1節と同様、除外規定が「奴隷状態（slavery）」にも掛かるように読める。

⁽¹³⁵⁾ コロラド州憲法の改正手続には、①州議会の発議による方法、②州民発案による方法及び③憲法会議を組織する方法がある。①の場合には、各議院において総議員の3分の2以上の多数で可決された憲法改正案が、直後に実施される州議会議員通常選挙の際に州民投票に付され、その過半数（要件を加重する場合は55%以上）の賛成を得る必要がある（コロラド州憲法第19条）。この憲法改正は、州議会における発議時に、有効投票の55%以上の賛成で承認されることとされた。

⁽¹³⁶⁾ 原文は、“There shall never be in this state either slavery or involuntary servitude.”。

⁽¹³⁷⁾ 州議会の非党派の調査部門。“About the Legislative Council Staff.” Colorado General Assembly Website <<http://leg.colorado.gov/agencies/legislative-council-staff>>

⁽¹³⁸⁾ Legislative Council of the Colorado General Assembly, *2018 State Ballot Information Booklet and Recommendations on Retention of Judges* (Research Publication No.702-2), 2018, p.39. *ibid.* <<https://www.sos.state.co.us/pubs/elections/Results/BlueBooks/2018BlueBook.pdf>>

⁽¹³⁹⁾ 同書の最新版にも同一の定義が掲載されている。Garner, editor in chief, *op.cit.*(47), p.1669.

⁽¹⁴⁰⁾ 特定されていないが、合衆国対コズミンスキ事件連邦最高裁判決（1988年）（I章3(3)参照）を踏まえたものと考えられる。

⁽¹⁴¹⁾ Legislative Council of the Colorado General Assembly, *op.cit.*(138)

⁽¹⁴²⁾ この時は、有効投票の過半数で憲法改正が承認されることとされていた。

⁽¹⁴³⁾ Kamau Allen, “How Colorado became the first state to abolish slavery.” Together Colorado Website <<https://www.togethercolorado.org/how-colorado-became-the-first-state-to-abolish-slavery/>>

表3 コロラド州憲法の奴隷禁止条項改正案（Amendment T）に関する2016年11月8日の州民投票

設 問	「奴隷状態及び非任意の隷属状態の禁止について、適法に有罪とされた人物に対する処罰として用いる場合の例外の除去に関するコロラド州憲法の改正を行いますか。」		
登録有権者数 ^(注)	3,839,303	投票総数（投票率） ^(注)	2,855,960（74.4%）
賛成数（割合）	1,280,037（49.7%）	反対数（割合）	1,296,722（50.3%）

（注）州民投票と同時に実施された州議会議員通常選挙の数値。

（出典）“2016 General Election Results.” Colorado Secretary of State Website <<https://www.sos.state.co.us/pubs/elections/Results/Abstract/2016/general/amendProp.html>> を基に筆者作成。

コロラド州においてこのような憲法改正が行われたのは、「共にコロラド（Together Colorado）」という人種・宗教横断的な無党派の草の根団体（grassroots organization）の構成員である黒人男性が2014年に誤認逮捕され、武装監視の下、拘置所につながれた状態で週末を過ごしたことを契機として、同団体が憲法改正運動を展開したことによるとされる⁽¹⁴⁴⁾。

そもそもコロラド州が米国に編入されたのは南北戦争終結後の1876年であり、同州はいわゆる「奴隷州」⁽¹⁴⁵⁾であったこともない⁽¹⁴⁶⁾。そのためか、2016年及び2018年のいずれの際も州議会では大した議論もなかった模様である⁽¹⁴⁷⁾。

争点として、2016年の州民投票の際の「青書」では、犯罪者に科される刑務作業や地域奉仕活動の法的位置付けが不明確になるということが反対論として掲げられていた⁽¹⁴⁸⁾。この点については、2018年憲法改正案の制定文において、①「非任意の隷属状態」とは他者の利益のために強制される役務の意であること、②犯罪で有罪の宣告を受けた者が刑務所の内外で労務に従事することは当人の社会復帰に際して有益であろう技術を身に付け、より健康的で安全な服役環境に資するものであること、③憲法改正の目的はこうした者が働く正統な（legitimate）機会を取り上げることでなく、そのような者による強制労働を禁止することにあることなどが明記された⁽¹⁴⁹⁾。2018年の州民投票に際して「青書」に掲げられた反対論は、憲法に余計な変更を加えるものであるという指摘にとどまった⁽¹⁵⁰⁾。もっとも、州議会の立法調査局が作成した財政影響評価書では、地域奉仕活動を命ずる代わりに罰金刑を科すように裁判実務が変わる

⁽¹⁴⁴⁾ *ibid.*

⁽¹⁴⁵⁾ 奴隷制が合法とされていた州のこと。

⁽¹⁴⁶⁾ Bright Katz, “Why Colorado had to vote this week to abolish slavery in all forms,” 2018.11.9. Smithsonian Magazine Website <<https://www.smithsonianmag.com/smart-news/colorado-votes-abolish-slavery-all-forms-180970764/>>

⁽¹⁴⁷⁾ 州議会の各議院の委員会が実施した聴聞においても、賛成団体しか意見陳述を行っていない。

⁽¹⁴⁸⁾ Legislative Council of the Colorado General Assembly, *2016 State Ballot Information Booklet and Recommendations on Retention of Judges* (Research Publication No.669-6), 2016, p.2. <<https://www.sos.state.co.us/pubs/elections/Results/2016/2016bluebook.pdf>> これに対して賛成論は、奴隷制や非任意の隷属状態に関する憲法規定のない州において刑務作業や地域奉仕活動が科されていると述べているが（*id.*, p.1）、州議会の立法調査局が作成した財政影響評価書では、憲法改正が実現した場合、犯罪に対する処罰として地域奉仕活動を命ずる判決を下すことが禁止されると解される可能性があるという指摘されていた（Colorado Legislative Council Staff, *Final Fiscal Note*, SCR16-006, 2016.6.30, p.1. <https://leg.colorado.gov/sites/default/files/documents/2016A/bills/fn/2016a_scr006_fl.pdf>）。

⁽¹⁴⁹⁾ Legislative Council of the Colorado General Assembly, *op.cit.*(138), p.40. なお、成立した憲法改正を憲法典に編入する場合、憲法改正の制定文は省略されるのが通例であり、コロラド州憲法についても同様である。この点、コロラド州議会の法制局（Office of Legislative Legal Services）が編集したColorado Revised Statutes 2021に掲載された同州憲法第2条第26節を見ると、2018年憲法改正の意図についてはコロラド州制定順法律集（Session Laws of Colorado）2018年版の該当ページを参照するようにとの注記があるのみで、一見して明らかとは言えない。

⁽¹⁵⁰⁾ Legislative Council of the Colorado General Assembly, *ibid.*, p.39.

可能性も想定されていたが⁽¹⁵¹⁾、そのような影響は出ていないとされる⁽¹⁵²⁾。なお、刑務作業に対する労賃についても直接的な影響はないと見られている⁽¹⁵³⁾。

2018年の州民投票に際して組織化された反対運動は見られなかったとされる⁽¹⁵⁴⁾にもかかわらず反対票が約3分の1を占めた理由については、①根強い人種差別、②設問の文言に対する理解不足、③有罪宣告を受けた者に科されてきた地域奉仕活動等への影響に対する懸念といったことが指摘されている⁽¹⁵⁵⁾。

(3) ユタ州憲法の改正

1895年に成立したユタ州憲法第1条第21節は、「奴隷制及び非任意の隷属状態（被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰としてのものを除く。）は、この州に存在してはならない。」⁽¹⁵⁶⁾と規定していたが、2019年3月13日に州議会の上下各議院においてそれぞれ全会一致で可決された同節の改正案が、2020年11月3日に実施された州民投票で承認され（表4参照）⁽¹⁵⁷⁾、除外規定が削除されるとともに、新たに第2項が追加された。2021年1月1日から施行された改正後の規定は、次のとおりである⁽¹⁵⁸⁾。

- (1) 奴隷制及び非任意の隷属状態は、この州に存在してはならない。
- (2) 前項の規定は、刑事司法制度の合法的な運用には適用されない。

表4 ユタ州憲法の奴隷禁止条項改正案（Amendment C）に関する2020年11月3日の州民投票

設問	「ユタ州憲法の奴隷制及び非任意の隷属状態の禁止規定に次の変更を加えるユタ州憲法の改正を行いますか。 ・ 犯罪に対する処罰としての奴隷制及び非任意の隷属状態を許容する文言を除去すること。 ・ この禁止が刑事司法制度の合法的な運用に影響しないことを明確にすること。」		
賛成数（割合）	1,138,974（80.5%）	反対数（割合）	276,171（19.5%）

（出典）“Utah Constitutional Amendment C, Remove Slavery as Punishment for a Crime from Constitution Amendment (2020).” Ballotpedia Website <[https://ballotpedia.org/Utah_Constitutional_Amendment_C_Remove_Slavery_as_Punishment_for_a_Crime_from_Constitution_Amendment_\(2020\)](https://ballotpedia.org/Utah_Constitutional_Amendment_C_Remove_Slavery_as_Punishment_for_a_Crime_from_Constitution_Amendment_(2020))> を基に筆者作成。

⁽¹⁵¹⁾ Colorado Legislative Council Staff, *Final Fiscal Note*, HCR18-1002, 2018.6.21, p.2. <https://leg.colorado.gov/sites/default/files/documents/2018A/bills/fn/2018a_hcr1002_fl.pdf>

⁽¹⁵²⁾ “Would abolition put an end to prison work programs or community service? (Frequently Asked Questions).” Abolish Slavery National Network Website <<https://abolishslavery.us/faqs/>>

⁽¹⁵³⁾ Alex Burness, “What does it mean that 35% of Colorado voted against banning slavery?: In 26 of 64 counties, a majority of voters turned down Amendment A,” November 9, 2018. The Colorado Independent Website <<https://www.coloradoindependent.com/2018/11/09/colorado-ban-slavery-13th-amendment/>>

⁽¹⁵⁴⁾ P. R. Lockhart, “Colorado passes Amendment A, voting to officially abolish prison slavery,” 2018.11.7. Vox Website <<https://www.vox.com/policy-and-politics/2018/11/6/18056408/colorado-election-results-amendment-a-slavery-forced-prison-labor-passes>> ただし、憲法改正推進団体の主要メンバーの自宅前で憲法改正を訴えるちらしの東が焼かれるという脅迫めいたことはあったという。

⁽¹⁵⁵⁾ Burness, *op.cit.* ⁽¹⁵³⁾

⁽¹⁵⁶⁾ 原文は、“Neither slavery nor involuntary servitude, except as a punishment for crime, whereof the party shall have been duly convicted, shall exist within this State.”。修正第13条第1節とほぼ同じ規定ぶりであり、除外規定が「奴隷制」にも掛かるように読める。

⁽¹⁵⁷⁾ ユタ州憲法の改正には、州議会の各議院において総議員の3分の2以上の多数で可決された憲法改正案が直後に実施される州議会議員通常選挙の際に州民投票に付され、その過半数の賛成を得る必要がある（ユタ州憲法第23条）。

⁽¹⁵⁸⁾ 原文は、“(1) Neither slavery nor involuntary servitude shall exist within this State. (2) Subsection (1) does not apply to the otherwise lawful administration of the criminal justice system.”。

新第2項は、後議の上院における修正で追加されたものである⁽¹⁵⁹⁾。コロラド州の場合（(2)参照）とは異なり、犯罪者に科される刑務作業等に影響しない旨を憲法改正の制定文でなく憲法典に明記することで、解釈運用上の疑義が生じないようにしたものと言えるであろう。

州民投票に向けて作成された案内（voter guide）によれば、奴隷制は州の価値観に合致せず、刑務所内を含めあらゆる形態の奴隷状態も存在してはならず、これを許容するかのような憲法の文言は、誤った時代遅れのものであり除去すべきこと、この憲法改正はそれ以外の点で州の刑事司法制度の合法的な運用に適用されるものではなく、州の矯正制度を損じるものではないといった主張が賛成意見として紹介される一方で、反対意見は提出されなかったとされる⁽¹⁶⁰⁾。当該案内に掲載された中立な立場からの分析においても、この憲法改正は裁判所が犯罪の処罰として拘禁刑を科すことや囚人が刑務作業に参加することを妨げるものではないと記されている⁽¹⁶¹⁾。また、「奴隷制」についての説明はないが、「非任意の隷属状態」については、「ある者が他者のために働くことを強制される場合は、非任意の隷属状態である。その者が働かないことを選択できるときは、非任意の隷属状態ではない。」と説明されている⁽¹⁶²⁾。

(4) ネブラスカ州憲法の改正

1875年に成立したネブラスカ州憲法の第1条第2節は、「奴隷制及び非任意の隷属状態は、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪の処罰の場合を除き、この州に存在してはならない。」⁽¹⁶³⁾と規定していたが、2019年3月7日に州議会（1院制）において全会一致で可決された同節の改正案が2020年11月3日に実施された州民投票で承認され（表5参照）⁽¹⁶⁴⁾、除外規定が削除されて「奴隷制及び非任意の隷属状態は、この州に存在してはならない。」⁽¹⁶⁵⁾に改められた。

表5 ネブラスカ州憲法の奴隷禁止条項改正案（Proposed Amendment No.1）に関する2020年11月3日の州民投票

設問	「犯罪に対する処罰としての奴隷制及び非任意の隷属状態を排除するための憲法改正。」		
登録有権者数 ^(注)	1,266,730	投票総数（投票率） ^(注)	966,920（76.3%）
賛成数（割合）	603,204（68.2%）	反対数（割合）	280,898（31.8%）

（注）州民投票と同時に実施された州議会議員通常選挙の数値。

（出典）“Proposed Amendments & Initiatives, Sample Ballot General Election, November 03, 2020.” Nebraska Secretary of State Website <<https://sos.nebraska.gov/sites/sos.nebraska.gov/files/doc/elections/2020/SampleBallots/General/English-Amendments-and-Initiatives.pdf>>; “Official Results: General Election: November 3, 2020.” *ibid.* <<https://electionresults.nebraska.gov/resultsSW.aspx?text=Race&type=PA&map=CTY>> を基に筆者作成。

⁽¹⁵⁹⁾ “HJR008S01 compared with HJR008.” Utah Legislature Website <https://le.utah.gov/~2019/bills/hbillint/HJR008S01_ComparedWith_HJR008.pdf>

⁽¹⁶⁰⁾ “Utah Constitutional Amendment C, Remove Slavery as Punishment for a Crime from Constitution Amendment (2020).” Ballotpedia Website <[https://ballotpedia.org/Utah_Constitutional_Amendment_C_Remove_Slavery_as_Punishment_for_a_Crime_from_Constitution_Amendment_\(2020\)](https://ballotpedia.org/Utah_Constitutional_Amendment_C_Remove_Slavery_as_Punishment_for_a_Crime_from_Constitution_Amendment_(2020))>

⁽¹⁶¹⁾ *ibid.*

⁽¹⁶²⁾ *ibid.*

⁽¹⁶³⁾ 原文は、“There shall be neither slavery nor involuntary servitude in this state, otherwise than for the punishment of crime, whereof the party shall have been duly convicted.”。1787年条令第6条とほぼ同じ規定ぶりである。

⁽¹⁶⁴⁾ ネブラスカ州憲法の改正手続には、①州議会の発議による方法、②州民発案による方法及び③憲法会議を組織する方法がある。①の場合には、総議員の5分の3以上の多数で可決された憲法改正案が、直後に実施される州議会議員通常選挙又は州議会の議決に基づき特別に実施される選挙の際に州民投票に付され、賛成票が過半数かつ当該選挙の投票総数の35%以上を得る必要がある（ネブラスカ州憲法第16条第1節）。

⁽¹⁶⁵⁾ 原文は、“There shall be neither slavery nor involuntary servitude in this state.”。

憲法改正案を提出したウェイン（Justin Wayne）議員は、犯罪処罰の場合を除き奴隷制を禁止するという州憲法の文言の下、刑務所が囚人を民間企業に貸し出し無給で働かせて収入を得る囚人貸出しが1940年まで断続的に行われていたものの、たとえ犯罪処罰の場合であっても奴隷制はネブラスカに存在してはならないのであって、奴隷制がネブラスカの価値観に合致しないことを憲法上明らかにすべきである旨を主張した⁽¹⁶⁶⁾。

州議会外での活動としては、『オマハ・ワールドヘラルド（Omaha World-Herald）』紙の社説や政治団体のデモクラシー・フォー・アメリカ（Democracy for America）が支持を表明し、目立った反対運動は見られなかったとされる⁽¹⁶⁷⁾。にもかかわらず、反対票が約3分の1を占めた理由については、①人種差別、②設問の文言をめぐる混乱（奴隷制に反対するつもりで憲法改正案への反対票を投じてしまった）、③労務に従事することを囚人に命ぜられなくなるのではないかとの誤解⁽¹⁶⁸⁾、④犯罪厳罰主義の姿勢、といったことが考えられると指摘されている⁽¹⁶⁹⁾。

(5) 他州の動向

(i) 2022年に憲法改正州民投票が実施される州

除外規定を廃止するための州憲法改正案が州議会によって発議され、2022年秋に州民投票に付されることとなっている州に、テネシー州、オレゴン州及びヴァーモント州がある。

(a) テネシー州

1870年に成立したテネシー州憲法の第1条第33節は「奴隷制及び非任意の隷属状態（被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰としてのものを除く。）は、この州において永久に禁止される。」⁽¹⁷⁰⁾と規定しているが、同節の改正案が州議会上院及び下院において、2019年3月及び4月にはそれぞれ全会一致で、2021年3月及び5月にはそれぞれ賛成多数で可決され、2022年11月8日に実施される州知事選挙を含む通常選挙の際に州民投票に付されることとなった⁽¹⁷¹⁾。

⁽¹⁶⁶⁾ Clerk of Legislature Transcriber's Office, Nebraska Legislature, *Floor Debate*, February 7, 2019, pp.9-10; "Constitutional amendment to ban convict slavery advanced," *Unicameral Update*, Vol.42 Iss.5, Feb. 4-8, 2019, pp.13-14.

⁽¹⁶⁷⁾ Eric Revell, "Nebraska May Remove a Constitutional Provision Allowing Slavery & Involuntary Servitude as a Criminal Punishment," 2020.11.2. Causes Website <<https://www.causes.com/articles/46422-nebraska-remove-constitutional-provision-allowing-slavery-involuntary-servitude-criminal-punishment>>; "Nebraska Amendment 1, Remove Slavery as Punishment for Crime from Constitution Amendment (2020)." Ballotpedia Website <[https://ballotpedia.org/Nebraska_Amendment_1_Remove_Slavery_as_Punishment_for_Crime_from_Constitution_Amendment_\(2020\)](https://ballotpedia.org/Nebraska_Amendment_1_Remove_Slavery_as_Punishment_for_Crime_from_Constitution_Amendment_(2020))> なお、憲法改正案が付託された州議会司法委員会が2019年1月23日に実施した聴聞会では、賛成の立場から2人（提出者のウェイン議員及びアメリカ市民自由連合（American Civil Liberties Union.「アメリカ自由人権協会」と訳されることもある。）ネブラスカ支部の代理人）が、反対の立場から1人（氏名を名乗っているが、所属、肩書等は不明であり、一般市民である可能性がある。）が意見陳述を行った。その様子は、テレビのニュースなどで報じられた（"Lawmakers consider striking slavery language from constitution," Jan. 24, 2019. WOWN 6 News Website <<https://www.wown.com/content/news/Lawmakers-consider-striking-slavery-language-from-constitution-504776321.html>>）。

⁽¹⁶⁸⁾ 州議会司法委員会が2019年1月23日に実施した聴聞会における反対意見の理由は、囚人による労務に影響するのではないかということであった（"Lawmakers consider striking slavery language from constitution," *ibid.*）。

⁽¹⁶⁹⁾ Todd Cooper, "Most Nebraskans voted to abolish slavery as criminal punishment. But 32% voted to keep it," Nov 6, 2020. Kearney Hub Website <https://kearneyhub.com/townnews/politics/most-nebraskans-voted-to-abolish-slavery-as-criminal-punishment-but-32-voted-to-keep-it/article_acd04bb9-1ba6-5c67-a1fd-72010280f136.html>

⁽¹⁷⁰⁾ 原文は、"That slavery and involuntary servitude, except as a punishment for crime, whereof the party shall have been duly convicted, are forever prohibited in this state."。修正第13条第1節と似かよった規定ぶりであり、除外規定が「奴隷制」にも掛かるように読める。

⁽¹⁷¹⁾ テネシー州憲法の改正手続には、①州議会が発議した憲法改正案を州民投票で承認する方法と②州民投票で承認された州議会制定法に基づき招集された憲法会議が発議した憲法改正案を州民投票で承認する方法がある（テネシー州憲法第11条第3節）。①の場合、州議会における憲法改正案の可決は2回行われる。2回目の可決は、最初の可決時における賛成・反対の議員名が記された議事録の公表から6か月の経過後に実施される通常選挙の

改正案は、同節を「奴隷制及び非任意の隷属状態は、永久に禁止される。この節の規定は、適法に有罪の宣告を受けた囚人の刑務作業を禁止するものではない。」⁽¹⁷²⁾に改めるものである。

改正案を提出したアクバリ (Raumesh Akbari) 州議会上院議員は、その意図について「憲法は州の価値観を反映すべきであり、ある状況下では奴隷制が許容されるという抜け道がないようにすることが重要である」旨を述べている⁽¹⁷³⁾。新たに追加される後段の文言は、州矯正局 (Department of Correction) の要請に基づくもので⁽¹⁷⁴⁾、囚人が報酬を得て従事する刑務作業が奴隷制の禁止に抵触するような誤解を招かないようにする趣旨だとされる⁽¹⁷⁵⁾。

州議会上院では、第1回の採決時には賛成したものの第2回の採決では反対に回った議員が4人いた。反対の理由としては、現行憲法は成立時から奴隷制を明確に否定しているとの認識の下、現行憲法が奴隷制を許容しているとする改正案を州民投票に付すことは①有権者に偽の歴史を語ることになる、②有権者を混乱させるだけである、といったことが挙げられている⁽¹⁷⁶⁾。

2022年1月末時点において、州民投票の設問は公表されておらず、組織化された州民投票運動も見られない模様である。

(b) オレゴン州

1857年に成立したオレゴン州憲法の第1条第34節は「奴隷制及び非任意の隷属状態は、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰の場合を除き、この州に存在してはならない。」⁽¹⁷⁷⁾と規定しているが、2021年6月に同節の改正案⁽¹⁷⁸⁾が州議会の下院及び上院においてそれぞれ賛成多数で可決され、2022年11月8日に実施される州議会議員通常選挙の際に州民投票に付されることとなった⁽¹⁷⁹⁾。

結果組織された州議会で行われる必要がある。1回目の可決は上下各議院の総議員の過半数により、2回目の可決は各議院の総議員の3分の2以上の多数による。州議会が発議した憲法改正案は、州知事の選挙が行われる直近の通常選挙の際に州民投票に付される。承認の要件は、州知事選挙の有効投票の過半数である。今回の第1条第33節の改正は、①の方法による。

⁽¹⁷²⁾ 原文は、“Slavery and involuntary servitude are forever prohibited. Nothing in this section shall prohibit an inmate from working when the inmate has been duly convicted of a crime.”。

⁽¹⁷³⁾ Kathleen Serie, “4 Tennessee senators vote against removing slavery as punishment from State Constitution,” March 17th 2021. Fox 17 Website <<https://fox17.com/news/local/4-tennessee-senators-vote-against-removing-slavery-as-punishment-from-state-constitution>>

⁽¹⁷⁴⁾ Associated Press, “Tennessee Senate OKs bid to remove ‘slavery’ as punishment,” 15 March 2021. ABC News Website <<https://abcnews.go.com/US/wireStory/tennessee-senate-oks-bid-remove-slavery-punishment-76477338>>

⁽¹⁷⁵⁾ Jon Styf, “Proposed Tennessee constitutional amendment on slavery wording to go before voters,” May 14, 2021. Main Street Clarksville Website <https://www.mainstreetclarksville.com/news/proposed-tennessee-constitutional-amendment-on-slavery-wording-to-go-before-voters/article_9136366e-b083-5d6b-90b0-df16743b8801.html>

⁽¹⁷⁶⁾ Serie, *op.cit.*⁽¹⁷³⁾

⁽¹⁷⁷⁾ 原文は、“There shall be neither slavery, nor involuntary servitude in the State, otherwise than as a punishment for crime, whereof the party shall have been duly convicted.”。1787年条令第6条とほぼ同じ規定ぶりである。

⁽¹⁷⁸⁾ “Enrolled Senate Joint Resolution 10 (2021 Regular Session).” Oregon State Legislature Website <<https://olis.oregonlegislature.gov/liz/2021R1/Downloads/MeasureDocument/SJR0010/Enrolled>>

⁽¹⁷⁹⁾ オレゴン州憲法の改正手続は、①個別改正 (amendment) と②一括改正 (revision) で異なっている (オレゴン州憲法第17条)。①の場合は、a) 州議会の各議院において総議員の過半数で発議された憲法改正案又はb) 州民発案によって発議された憲法改正案が、直後に実施される州議会議員通常選挙又は州議会が議決した特別選挙の際に実施される州民投票においてその過半数の賛成で承認される方法及びc) 州民投票であらかじめ承認された法律に基づき招集された憲法会議において憲法改正案を可決し、又は発議する方法がある。②の場合は、州民発案による憲法改正案の発議が認められていないほか、州議会の各議院における憲法改正案の可決に総議員の3分の2以上の賛成が必要とされる点、州民投票の実施時期が直後の予備選挙 (primary election) の際とされている点、憲法会議の招集は新憲法の制定のために限られている点が①と異なる。なお、amendment と revision の違いとして、前者の場合は改正案が複数あるときでも改正案ごとに個別に投票に付されるのに対し、後者の場合は改正案がひとまとまりで投票に付されることになる (State of Oregon, *Voters' Pamphlet* (General Election, November 8, 1960), p.15)。今回の第1条第34節の改正は、① a) の方法による。

憲法改正案の内容⁽¹⁸⁰⁾及び州民投票の設問 (ballot title)⁽¹⁸¹⁾は、表6のとおりである。

表6 オレゴン州憲法の奴隷禁止条項(第1条第34節)改正案の内容及び2022年11月実施予定の州民投票の設問

現行規定	奴隷制及び非任意の隷属状態は、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰の場合を除き、この州に存在してはならない。	改正案	(1) 奴隷制及び非任意の隷属状態は、この州に存在してはならない。 (2) 犯罪で有罪とされた場合には、オレゴンの裁判所、保護観察機関又は仮釈放機関は、刑の言渡しの一部として、有罪の宣告を受けた者に対し、説明責任、矯正、社会の保護又は社会復帰を果たすために、歴史的に適切とされてきたプログラム又は将来開発されるかもしれないプログラムに従い、教育、カウンセリング若しくは治療を受け、地域奉仕活動に従事し、又はその他の拘禁に代わる措置に携わることを命ずることができる。
設問*	<p>憲法改正：犯罪の処罰としての奴隷制及び非任意の隷属状態を許容する文言の除去。</p> <p>「賛成」票の結果：「賛成」票は、憲法を一部改正して犯罪の処罰としての奴隷制及び非任意の隷属状態を許容する文言を除去し、刑の言渡しの一部として命じられるプログラムを許容します。</p> <p>「反対」票の結果：「反対」票は、奴隷制及び非任意の隷属状態を一般に禁止するものの犯罪の処罰としての奴隷制及び非任意の隷属状態を許容する現在の文言を維持します。</p>		

(凡例) 改正部分に下線を付した。

* 要旨 (summary) は省略した。

(出典) “Enrolled Senate Joint Resolution 10 (2021 Regular Session).” Oregon State Legislature Website <<https://olis.oregonlegislature.gov/liz/2021R1/Downloads/MeasureDocument/SJR0010/Enrolled>>; “Certified Ballot Title: Amends Constitution: Removes language allowing slavery and involuntary servitude as punishment for crime,” August 24, 2021. State of Oregon Website <<http://www.sos.state.or.us/elections/irr/2022/402cbt.pdf>> を基に筆者作成。

オレゴン州憲法第1条第41節には、①囚人は一部の例外を除き週40時間の刑務作業又は現任訓練 (on-the-job training) に従事しなければならないこと、②囚人は作業又は労働に対する報酬を求める法的強制力のある権利を有しないこと、③囚人に報酬を支払う場合であっても、連邦法に抵触しない限り、公共部門又は民間部門における最低賃金や一般的な賃金水準によらないこと、④囚人が得る報酬は a) 囚人のリハビリテーション、住居、医療及び生活に要する費用の全部又は一部、b) 犯罪被害者に対する賠償金、c) 囚人の近親者で矯正施設外にいるものに対する財政支援、d) 罰金、裁判費用及び税金等の支払に充てられること、等々刑務作業に関する極めて詳細な規定が設けられている。

第1条第34節改正案の新第2項は、後議の下院における修正で追加されたものであるが、同条第41節との調整を図ったものと言える。この点は、制定文にも明記されている。その概要は、次のとおりであるが、州司法長官が中立的な立場で作成した設問の要旨には、「囚人労働プログ

(180) 憲法改正案が承認された場合、改正後の第1条第34節の原文は、次のように改められる。

(1) There shall be neither slavery nor involuntary servitude in this state.

(2) Upon conviction of a crime, an Oregon court or a probation or parole agency may order the convicted person to engage in education, counseling, treatment, community service or other alternatives to incarceration, as part of sentencing for the crime, in accordance with programs that have been in place historically or that may be developed in the future, to provide accountability, reformation, protection of society or rehabilitation.

(181) オレゴン州修訂法律集 (Oregon Revised Statutes) 第250.035条第2項によれば、州民投票に付される案件 (measure) の設問 (第250.075条により、州議会が発議する場合において州議会が作成しないときは、州司法長官が作成する。) は、①表題 (caption) (15語以内)、②案件が可決された場合の結果についての簡潔で分かりやすい説明 (25語以内)、③案件が否決された場合の結果についての簡潔で分かりやすい説明 (25語以内) 並びに④案件の内容及びその主な効果を簡明かつ中立的に要約した説明 (125語以内) から成るが、過去の投票用紙の見本を見る限り、④は投票用紙には掲載されていないようである (有権者向けのパンフレットには掲載される) ので、表6への掲載は省略する。

ラム [への参加] を求める現行の憲法規定への影響は不明 (unclear)。』と記されている⁽¹⁸²⁾。

- ・オレゴン州憲法は、1857年以來、奴隷制及び非任意の隷属状態、すなわちある者が他者の利益のために強要される役務を禁止してきた。
- ・憲法の奴隷制及び非任意の隷属状態の禁止規定は、奴隷制及び非任意の隷属状態の禁止に対する例外を生み出すように見える時代遅れの文言を含んでいる。
- ・人間の尊厳及び自由な意思の行使を尊重する正しい社会には、奴隷制及び非任意の隷属状態の無条件かつ絶対的な禁止に対する例外が存在してはならない。
- ・オレゴン州及び合衆国は、過去の差別事例を調査し、差別の不当・不公平を永続させる根本的かつ歴史的な障壁を除去するように努めている。
- ・州憲法は、市民社会において統治の基礎を成す要素であり、それゆえに差別及び人種的な不寛容の原理を永続させる歴史的な文言の断片が残る余地はない。
- ・この州の有権者は、オレゴン州憲法第1条第41節（以下「第41節」という。）を承認する中で、犯罪で有罪とされた者が実用的な技能及び成長し得る (viable) 労働倫理をもって首尾よく社会復帰するために生産的な活動に十全に従事することから利益を得ると考えた。
- ・第41節は、矯正施設において又は外部通勤プログラム (work release programs)⁽¹⁸³⁾に基づいて労働に従事し、訓練に参加し、及び教育の機会に参加し、これらの全てによって意欲、作業に対する適応能力及び協調性が高まった囚人を想定している。
- ・第41節は、労働に対する補償を許容し、及び囚人が従事することができる何種類かの仕事又は関連する訓練を定めている。
- ・作業は無数の個人的及び集団的な利益を生み出すものであるから、この憲法改正案の目的は犯罪で有罪とされた者から働く正統な機会を取り上げることではない。
- ・第41節とこの憲法改正案は、この州から奴隷制及び非任意の隷属状態の汚点をより十分かつ完全に除去することで、囚人又は社会復帰を果たす者にとって好ましい結果を獲得するために協働し得る。

(c) ヴァーモント州

1793年に成立したヴァーモント州憲法第1章第1条は表7①⁽¹⁸⁴⁾のように規定し、債務返済等のための奴隷等を許容する唯一の例となっているが、同条を表7②⁽¹⁸⁵⁾のように改正する提案第2号 (Proposal 2)⁽¹⁸⁶⁾が州議会の上院及び下院において2019年4月及び2020年1月並びに2021年4月及び2022年2月に可決され、同年11月8日に実施される州議会議員通常選挙の際に州民投票に付されることとなった⁽¹⁸⁷⁾。

⁽¹⁸²⁾ “Certified Ballot Title: Amends Constitution: Removes language allowing slavery and involuntary servitude as punishment for crime,” August 24, 2021. State of Oregon Website <<http://www.sos.state.or.us/elections/irr/2022/402cbt.pdf>>

⁽¹⁸³⁾ 拘置所や刑務所の拘禁下に置かれた被収容者が勤務先における就労継続のために外出するプログラムのこと。寺村堅志「6 米国」『諸外国における位置情報確認制度に関する研究—フランス、ドイツ、スウェーデン、英国、カナダ、米国、韓国—』(法務総合研究所研究部報告 44) 法務総合研究所, 2011, p.175. <<https://www.moj.go.jp/content/000098494.pdf>>

⁽¹⁸⁴⁾ 原文は、別表(5)参照。

⁽¹⁸⁵⁾ 下線部の原文は、“slavery and indentured servitude in any form are prohibited.”

⁽¹⁸⁶⁾ *Journal of the House*, February 4, 2022, p.187. <<https://web.archive.org/web/20220205102659/https://legislature.vermont.gov/Documents/2022/Docs/JOURNAL/hj220204.pdf>>

⁽¹⁸⁷⁾ ヴァーモント州憲法の改正手続は、次のとおりである (ヴァーモント州憲法第2章第72節)。州議会の上院に

提案第2号の第1節によれば、改正の趣旨は奴隷制及び年季奉公⁽¹⁸⁸⁾がいかなる形態においても禁止されることを明確にすることである。

表7 ヴァーモント州憲法第1章第1条改正案新旧対照表

①現行規定	②改正案
<p>全ての人は、生まれながらにして等しく自由かつ独立であり、生命及び自由を享受し、及び防衛し、財産を獲得し、所有し、及び保護し、並びに幸福及び安全を追求し、及び保持することを含む一定の自然権、生得の権利及び固有の権利を有するのであって、それゆえに、この国で生まれ、又は海外から連れて来られたいかなる者も、21歳に達した後は、同年に達した後の自らの同意により、又は負債、賠償金、罰金、費用その他の支払のために法律により拘束される場合を除き、奉公人、奴隷又は徒弟として他者に奉仕することを法律により強いられることはない。</p>	<p>全ての人は、生まれながらにして等しく自由かつ独立であり、生命及び自由を享受し、及び防衛し、財産を獲得し、所有し、及び保護し、並びに幸福及び安全を追求し、及び保持することを含む一定の自然権、生得の権利及び固有の権利を有するのであって、それゆえに、<u>奴隷制及び年季奉公</u>はいかなる形態においても禁止される。</p>

(凡例) 改正部分に下線を付した。

(出典) *Journal of the House*, February 4, 2022, p.187. <<https://web.archive.org/web/20220205102659/https://legislature.vermont.gov/Documents/2022/Docs/JOURNAL/hj220204.pdf>> に掲載された“Proposal 2”を基に筆者作成。

(ii) 憲法改正の動向が見られるその他の州

2016年以降に奴隷制の完全な廃止に関する憲法改正案が提出されたことがある州（既出の6州を除く。）は12に上り、2022年1月末時点で憲法改正手続が進行中と見られる州が8ある（表8参照）⁽¹⁸⁹⁾。中でも、カリフォルニアでは州議会下院において憲法改正案が可決されており、2022年に憲法改正州民投票が実施される可能性がある。

表8 2016年以降に奴隷制の完全な廃止に関する憲法改正案が提出されたことがあるその他の州

①修正第13条と同様の除外規定がある州	<u>ネヴァダ</u>
②1787年条令第6条と同様の除外規定がある州	ウィスコンシン、 <u>ミネソタ</u>
③犯罪処罰の場合の奴隷制を許容すると解し得る、①②とは異なる型の除外規定がある州	アーカンソー
④犯罪処罰の場合の非任意の隷属状態のみを許容する規定がある州	アイオワ、オハイオ、 <u>カリフォルニア</u> 、 <u>ミシガン</u> 、 <u>ルイジアナ</u>
⑤奴隷に関する規定がない州	テキサス、 <u>ニュージャージ</u> 、 <u>フロリダ</u>

(凡例) 2022年1月末時点で憲法改正手続が進行中と見られる州に下線を付した。

(出典) 筆者作成。

において総議員の3分の2以上の多数で可決された憲法改正案が下院において総議員の過半数の賛成で可決された後、州議会議員通常選挙を経て新たに組織された州議会において各議院の総議員の過半数の賛成で再び可決された場合には、州民投票に付される。投票総数の過半数の賛成が得られれば、憲法改正が成立する。

⁽¹⁸⁸⁾ ヴァーモント州憲法が成立した当時の米国に見られた年季奉公制度の概要については、小林 前掲注(3), pp.42-43等参照。

⁽¹⁸⁹⁾ その他アラバマ州では、2022年に州議会が憲法改正案を作成して州民投票に付することとされているところ、憲法改正項目の一つとして人種差別的な規定の見直しが挙げられており、第32節の除外規定（別表(4)参照）の取扱いが注目される。

2 米国憲法改正案の提出

修正第 13 条の成立 155 周年に当たる 2020 年、同条の内容を改める憲法改正案 4 件⁽¹⁹⁰⁾が、6 月と 12 月に第 116 連邦議会第 2 会期（2020 年 1 月 3 日～2021 年 1 月 3 日）の上院及び下院に提出された。これらは、いずれも「犯罪に対する処罰として奴隷状態又は非任意の隷属状態に置いてはならない。(Neither slavery nor involuntary servitude may be imposed as a punishment for a crime.)」という内容であったが、委員会に付託されただけで廃案となった。

連邦議会議員選挙を経て 2021 年に開始された第 117 連邦議会第 1 会期にも、同一内容の憲法改正案が同年 6 月 17 日⁽¹⁹¹⁾に上院と下院に提出された⁽¹⁹²⁾が、2022 年 1 月末時点で委員会に付託された状態にとどまっている。

両会期に憲法改正案を提出した議員は、①修正第 13 条の除外規定は黒人法・囚人貸出しを始めとする黒人を狙い撃ちにした大量収監を招いてきた、②中国新疆ウイグル自治区製品など強制労働によって製造された外国製品の輸入を禁止している米国において民間刑務所会社が囚人の強制労働によって利益を得ていることは国際人権分野における米国の主導権を弱めることになる、などと指摘し、奴隷制の抜け道をふさがなければならないと主張する⁽¹⁹³⁾。なお、除外規定の廃止後も、個々の囚人の同意に基づく作業プログラムや職業訓練は継続可能とする⁽¹⁹⁴⁾。

修正第 13 条の改正を目指す活動は遅くとも 1960 年代後半には始まっていたとされるが⁽¹⁹⁵⁾、具体的な改正案が連邦議会に提出されたのは今回が初めてと見られる⁽¹⁹⁶⁾。州憲法改正の動きに呼応したものと位置付けられている⁽¹⁹⁷⁾。

米国憲法の改正は、連邦議会の各議院において 3 分の 2 以上の多数で可決された後、4 分の 3 の州（具体的には、50 州中の 38 州）における承認が必要とされている（第 5 条）。憲法改正案は各連邦議会議員が提出可能とされており、これまでに 2 万件近くが提出されているものの、連邦議会による発議に至ったものは 24 件（州の承認を得て成立したものは 18 件）にとどまっており、その実現は容易なことではない。

3 小括

除外規定の廃止が今日の囚人労働問題の真の解決策となるのかという点については、疑問視

(190) ① H.J.Res.92 (リッチモンド (Cedric L. Richmond) 下院議員 (ルイジアナ州選出。民主党) 提出)、② S.J.Res.81 (マークリ (Jeff Merkley) 上院議員 (オレゴン州選出。民主党) 提出)、③ H.J.Res.104 (クレイ (William Lacy Clay, Jr.) 下院議員 (ミズーリ州選出。民主党) 提出) 及び④ H.J.Res.106 (ホール (Kwanza Hall) 下院議員 (ジョージア州選出。民主党) 提出)。

(191) ちなみに、この日は、6 月 19 日の奴隷解放記念日 (Juneteenth) を新たに国の休日とする法律 (Juneteenth National Independence Day Act) にバイデン (Joe Biden) 大統領が署名した日であった。

(192) S.J.Res.21 (マークリ上院議員提出) 及び H.J.Res.53 (ウィリアムズ (Nikema Williams) 下院議員 (ジョージア州選出。民主党) 提出)。

(193) Jeff Merkley, "The Abolition Amendment." Senator Jeff Merkley Website <<https://www.merkley.senate.gov/imo/media/doc/The%20Abolition%20Amendment%20One%20Pager%20FINAL.pdf>>

(194) *ibid.*

(195) Edward Lyon, "Amending the 13th Amendment," June 1, 2021. Prison Legal News Website <<https://www.prisonlegalnews.org/news/2021/jun/1/amending-13th-amendment/>>

(196) 米国国立公文書記録管理院ウェブサイトの "Amending America: Proposed Amendments to the United States Constitution, 1787 to 2014." <<https://www.archives.gov/open/dataset-amendments.html>> に掲載されたデータ及び米国連邦議会ウェブサイトでの法案検索ページ <<https://www.congress.gov/advanced-search/legislation>> での検索結果による。

(197) "Ahead of Juneteenth, Merkley, Williams Propose Constitutional Amendment to Close Slavery Loophole in 13th Amendment," June 18, 2021. Senator Jeff Merkley Website <<https://www.merkley.senate.gov/news/press-releases/ahead-of-juneteenth-merkley-williams-propose-constitutional-amendment-to-close-slavery-loophole-in-13th-amendment-2021>>

(悲観視)する声も見られる⁽¹⁹⁸⁾。「囚人獲得競争」を行っていることを公然と認めている民間刑務所会社は別として、産獄複合体の関係者の大半は行刑的な関心に基づいて行動していると主張しているとされる⁽¹⁹⁹⁾。刑務作業は囚人の社会復帰や心身の健康の維持のために行われているという建前を貫く限り、憲法を改正しても実態は何も変わらないということになりかねない⁽²⁰⁰⁾。

実際、コロラド州の人口10万人当たりの収監人口を見ると、憲法改正直前の2018年6月に公表された資料⁽²⁰¹⁾では全米第31位(全米平均値の91.0%)であったのが2021年9月に公表された資料⁽²⁰²⁾では全米第30位(全米平均値の92.4%)となっており、微増しているように見える。

とはいえ、憲法改正を受けて無給であった刑務作業に労賃を支払うことを決定したネブラスカ州のような例もあり⁽²⁰³⁾、囚人の待遇面では変化も見られるようになっている。憲法改正が象徴的な意味にとどまるか否かは、今後の具体的な取組次第と言えるであろう。

おわりに

従来の黒人運動が犯罪者とは一線を画す立場をとり、多数の黒人が軽犯罪で長期刑に追い込まれる不正義を訴える運動にはほとんど取り組んでこなかったのに対し、近年のブラック・ライヴズ・マター(Black Lives Matter)運動⁽²⁰⁴⁾は、刑務所システムの問題にも積極的に取り組んでいるとされる⁽²⁰⁵⁾。

修正第13条第1節の除外規定の廃止を目指す団体は、州憲法の改正を先行させることによって米国憲法改正の機運を醸成する戦略を描いている模様であり⁽²⁰⁶⁾、現在奴隷に関する規定がない州憲法に規定を追加する動きが見られるようになっている点は興味深い。「抜け道」のない、奴隷制の完全な廃止に向けた憲法改正が全米的な潮流となるのか、今後の動向が注目される。

(こばやし きみお)

⁽¹⁹⁸⁾ Appleman, *op.cit.*(61), manuscript, pp.52, 54-55 は、除外規定の廃止は重要な象徴的第一歩ではあるが、これだけで大量収監下における強制的な囚人労働の根深い問題を解決することにはならないのではないかと記す。Garrett Epps, “The War Over the 13th Amendment and Modern Day Slavery,” May 11, 2021. Washington Monthly Website <<https://washingtonmonthly.com/2021/05/11/the-war-over-the-13th-amendment-and-modern-day-slavery/>> も、修正第13条第1節の除外規定は大量収監を推進するものか否かという点に関する論争(Ⅱ章3(3)参照)に触れた上で、同条の除外規定を削除することのみで囚人労働の深刻な問題が解決するとは考え難いと記す。

⁽¹⁹⁹⁾ Pope, *op.cit.*(22), p.1531.

⁽²⁰⁰⁾ テネシー州議会上院における憲法改正案の第2回の採決に際して反対票を投じた議員の一人は、憲法改正案は何にもならない旨述べたとされる(Associated Press, *op.cit.*(174))。

⁽²⁰¹⁾ Peter Wagner and Wendy Sawyer, “States of Incarceration: The Global Context 2018,” June 2018. Prison Policy Initiative Website <<https://www.prisonpolicy.org/global/2018.html>>

⁽²⁰²⁾ Widra and Herring, *op.cit.*(99)

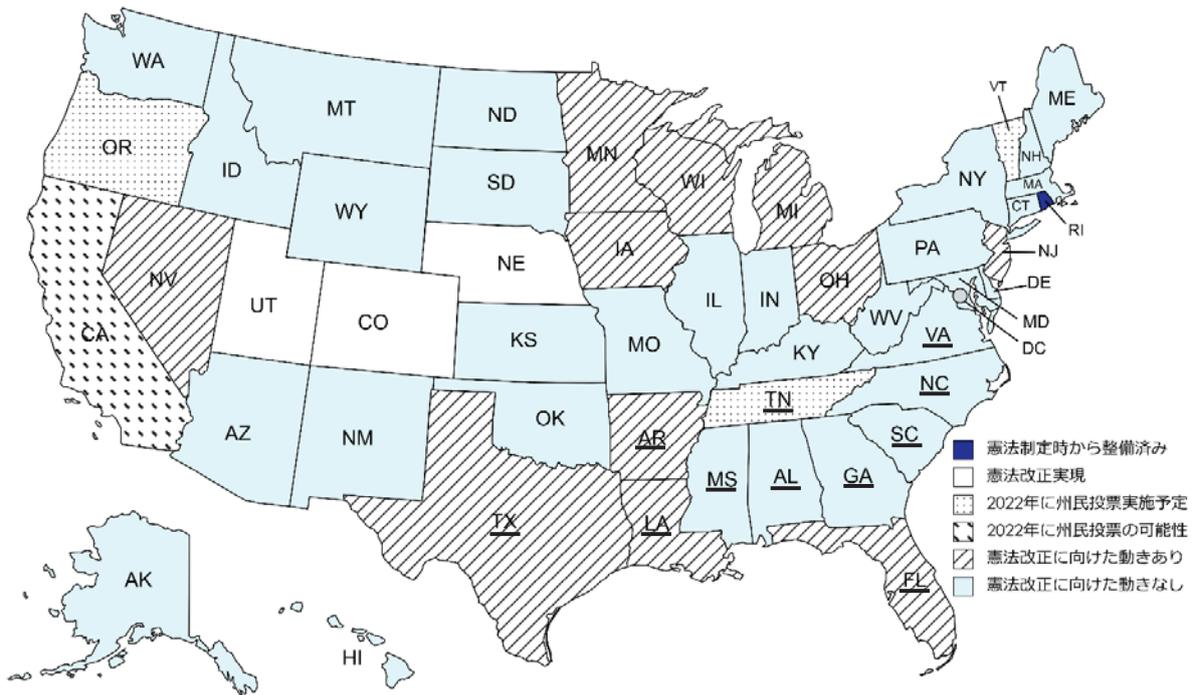
⁽²⁰³⁾ Riley Johnson, “Lancaster County Jail Inmates Now Paid for Work after Nebraska Voters Passed Slavery Ban,” Dec 12, 2020. Lincoln Journal Star Website <https://journalstar.com/news/local/crime-and-courts/lancaster-county-jail-inmates-now-paid-for-work-after-nebraska-voters-passed-slaveryban/article_ced74ec6-7255-5955-a16c-106922ba10bc.html>

⁽²⁰⁴⁾ 「黒人の命は(も)大切」を合言葉とする黒人差別反対運動。「ブラック・ライヴズ・マター」コトバンク・ウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/%E3%83%96%E3%83%A9%E3%83%83%E3%82%AF%E3%83%BB%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%96%E3%82%BA%E3%83%BB%E3%83%9E%E3%82%BF%E3%83%BC-2133525>>

⁽²⁰⁵⁾ 上杉 前掲注(55), pp.6, 18-19; 関根 前掲注(112). 2012年に始まるブラック・ライヴズ・マター運動の初期の活動を担った者は、2000年代から大量収監への抵抗活動に何らかの形で関与してきたという。藤永 前掲注(104), p.23.

⁽²⁰⁶⁾ “Why focus on state constitutions? (Frequently Asked Questions).” Abolish Slavery National Network Website <<https://abolishslavery.us/faqs/>>

別図 奴隷制の完全な廃止に向けた州憲法の改正動向（2016 年以降）



Created with mapchart.net

(凡例) 略称に対応する州等の名称は、次のとおり。下線を付した州は、南北戦争時の南部連合構成州。

AK	アラスカ	ID	アイダホ	MT	モンタナ	RI	ロードアイランド
<u>AL</u>	<u>アラバマ</u>	IL	イリノイ	<u>NC</u>	<u>ノースカロライナ</u>	<u>SC</u>	<u>サウスカロライナ</u>
<u>AR</u>	<u>アーカンソー</u>	IN	インディアナ	ND	ノースダコタ	SD	サウスダコタ
AZ	アリゾナ	KS	カンザス	NE	ネブラスカ	<u>TN</u>	<u>テネシー</u>
CA	カリフォルニア	KY	ケンタッキー	NH	ニューハンプシャ	<u>TX</u>	<u>テキサス</u>
CO	コロラド	<u>LA</u>	<u>ルイジアナ</u>	NJ	ニュージャージー	UT	ユタ
CT	コネティカット	MA	マサチューセッツ	NM	ニューメキシコ	<u>VA</u>	<u>ヴァージニア</u>
DC	(コロンビア特別区)	MD	メリーランド	NV	ネヴァダ	VT	ヴァーモント
DE	デラウェア	ME	メイン	NY	ニューヨーク	WA	ワシントン
<u>FL</u>	<u>フロリダ</u>	MI	ミシガン	OH	オハイオ	WI	ウィスコンシン
<u>GA</u>	<u>ジョージア</u>	MN	ミネソタ	OK	オクラホマ	WV	ウェストヴァージニア
HI	ハワイ	MO	ミズーリ	OR	オレゴン	WY	ワイオミング
IA	アイオワ	<u>MS</u>	<u>ミシシッピ</u>	PA	ペンシルヴァニア		

(出典) MapChart を使用して、筆者作成。

別表 州憲法における奴隷関係規定の状況

(1) 犯罪処罰の場合の奴隷制を許容すると解し得るもの（米国憲法修正第13条と同様の規定）（3州）

州／該当条項	原文	試訳
テネシー 第1条第33節	That slavery and involuntary servitude, except as a punishment for crime, whereof the party shall have been duly convicted, are forever prohibited in this state.	奴隷制及び非任意の隷属状態（被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰としてのもをを除く。）は、この州において永久に禁止される。
ネヴァダ 第1条第17節	Neither Slavery nor involuntary servitude unless for the punishment of crimes shall ever be tolerated in this State.	奴隷制及び非任意の隷属状態（犯罪の処罰の場合を除く。）は、この州において決して容認されない。
ノースダコタ 第1条第6節	Neither slavery nor involuntary servitude, unless for the punishment of crime, shall ever be tolerated in this state.	奴隷制及び非任意の隷属状態（犯罪の処罰の場合を除く。）は、この州において決して容認されない。

(2) 犯罪処罰の場合の奴隷制を許容すると解し得るもの（1787年条令第6条と同様の規定）（6州）

州／該当条項	原文	試訳
インディアナ 第1条第37節	There shall be neither slavery, nor involuntary servitude, within the State, otherwise than for the punishment of crimes, whereof the party shall have been duly convicted.	奴隷制及び非任意の隷属状態は、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪の処罰の場合を除き、この州に存在してはならない。
ウィスコンシン 第1条第2節	There shall be neither slavery, nor involuntary servitude in this state, otherwise than for the punishment of crime, whereof the party shall have been duly convicted.	奴隷制及び非任意の隷属状態は、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪の処罰の場合を除き、この州に存在してはならない。
オレゴン 第1条第34節	There shall be neither slavery, nor involuntary servitude in the State, otherwise than as a punishment for crime, whereof the party shall have been duly convicted.	奴隷制及び非任意の隷属状態は、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰の場合を除き、この州に存在してはならない。
ケンタッキー 第1条第25節	Slavery and involuntary servitude in this State are forbidden, except as a punishment for crime, whereof the party shall have been duly convicted.	奴隷制及び非任意の隷属状態は、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰の場合を除き、この州において禁止される。
ミシシッピ 第15節	There shall be neither slavery nor involuntary servitude in this State, otherwise than in the punishment of crime, whereof the party shall have been duly convicted.	奴隷制及び非任意の隷属状態は、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪の処罰の場合を除き、この州に存在してはならない。
ミネソタ 第1条第2節（抄）	There shall be neither slavery nor involuntary servitude in the state otherwise than as punishment for a crime of which the party has been convicted.	奴隷制及び非任意の隷属状態は、被告人が有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰の場合を除き、この州に存在してはならない。

(3) 犯罪処罰の場合の奴隷制を許容すると解し得るもの（その他）（2州）

州／該当条項	原文	試訳
アーカンソー 第2条第27節（抄） (注1)	There shall be no slavery in this State, nor involuntary servitude, except as a punishment for crime.	この州に奴隷制は存在してはならず、非任意の隷属状態も存在してはならない。ただし、犯罪に対する処罰の場合を除く。
ジョージア 第1条第1節第22項	There shall be no involuntary servitude within the State of Georgia except as a punishment for crime after legal conviction thereof for contempt of court.	裁判所侮辱罪についての有罪の宣告後の犯罪に対する処罰の場合を除き、ジョージア州に非任意の隷属状態 ^(注2) は存在してはならない。

(4) 犯罪処罰の場合の非任意の隷属状態のみを許容するもの（8州）

州／該当条項	原文	試訳
アイオワ 第1条第23節	There shall be no slavery in this state; nor shall there be involuntary servitude, unless for the punishment of crime.	この州に奴隷制は存在してはならず、犯罪の処罰の場合を除く非任意の隷属状態も存在してはならない。
アラバマ 第32節	That no form of slavery shall exist in this state; and there shall not be any involuntary servitude, otherwise than for the punishment of crime, of which the party shall have been duly convicted.	いかなる形態の奴隷制もこの州に存在してはならず、また、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪の処罰の場合を除く非任意の隷属状態も、存在してはならない。

オハイオ 第1条第6節	There shall be no slavery in this state; nor involuntary servitude, unless for the punishment of crime.	この州に奴隷制は存在してはならず、犯罪の処罰の場合を除く非任意の隷属状態も存在してはならない。
カリフォルニア 第1条第6節	Slavery is prohibited. Involuntary servitude is prohibited except to punish crime.	奴隷制は、禁止される。非任意の隷属状態は、犯罪を処罰する場合を除き、禁止される。
カンザス 権利章典第6節	There shall be no slavery in this state; and no involuntary servitude, except for the punishment of crime, whereof the party shall have been duly convicted.	この州に奴隷制は存在してはならず、また、被告人が適法に有罪の宣告を受けた犯罪の処罰の場合を除く非任意の隷属状態も、存在してはならない。
ノースカロライナ 第1条第17節	Slavery is forever prohibited. Involuntary servitude, except as a punishment for crime whereof the parties have been adjudged guilty, is forever prohibited.	奴隷制は、永久に禁止される。非任意の隷属状態は、被告人が有罪の宣告を受けた犯罪に対する処罰の場合を除き、永久に禁止される。
ミシガン 第1条第9節	Neither slavery, nor involuntary servitude unless for the punishment of crime, shall ever be tolerated in this state.	奴隷制及び犯罪の処罰の場合を除く非任意の隷属状態は、この州において決して容認されない。
ルイジアナ 第1条第3節（抄）	Slavery and involuntary servitude are prohibited, except in the latter case as punishment for crime.	奴隷制及び非任意の隷属状態は、禁止される。ただし、後者については、犯罪に対する処罰の場合を除く。

(5) 債務返済等のための奴隷等を許容するもの（1州）

州／該当条項	原文	試訳
ヴァーモント 第1章第1条	That all persons are born equally free and independent, and have certain natural, inherent, and unalienable rights, amongst which are the enjoying and defending life and liberty, acquiring, possessing and protecting property, and pursuing and obtaining happiness and safety; therefore no person born in this country, or brought from over sea, ought to be holden by law, to serve any person as a servant, slave or apprentice, after arriving to the age of twenty-one years, unless bound by the person's own consent, after arriving to such age, or bound by law for the payment of debts, damages, fines, costs, or the like.	全ての人は、生まれながらにして等しく自由かつ独立であり、生命及び自由を享受し、及び防衛し、財産を獲得し、所有し、及び保護し、並びに幸福及び安全を追求し、及び保持することを含む一定の自然権、生得の権利及び固有の権利を有するのであって、それゆえに、この国で生まれ、又は海外から連れて来られたいかなる者も、21歳に達した後は、同年に達した後の自らの同意により、又は負債、賠償金、罰金、費用その他の支払のために法律により拘束される場合を除き、奉公人、奴隷又は徒弟として他者に奉仕することを法律により強いられることはない。

(6) 一切の例外なく奴隷制・奴隷状態を禁止するもの（4州）

州／該当条項	原文	試訳
コロラド 第2条第26節	There shall never be in this state either slavery or involuntary servitude.	奴隷状態及び非任意の隷属状態は、この州に決して存在してはならない。
ネブラスカ 第1条第2節	There shall be neither slavery nor involuntary servitude in this state.	奴隷制及び非任意の隷属状態は、この州に存在してはならない。
ユタ 第1条第21節	(1) Neither slavery nor involuntary servitude shall exist within this State. (2) Subsection (1) does not apply to the otherwise lawful administration of the criminal justice system.	(1) 奴隷制及び非任意の隷属状態は、この州に存在してはならない。 (2) 前項の規定は、刑事司法制度の合法的な運用には適用されない。
ロードアイランド 第1条第4節	Slavery shall not be permitted in this state.	この州において、奴隷制は許されない。

(7) 奴隷に関する州憲法の規定がないもの（26州）

アイダホ、アラスカ、アリゾナ、イリノイ、ヴァージニア、ウェストヴァージニア、オクラホマ、コネティカット、サウスカロライナ、サウスダコタ、テキサス、デラウェア、ニュージャージ、ニューハンプシャ、ニューメキシコ、ニューヨーク、ハワイ、フロリダ、ペンシルヴァニア、マサチューセッツ、ミズーリ、メイン、メリーランド、モンタナ、ワイオミング、ワシントン

（注1）除外規定が奴隷制にも掛かるという理解に基づく憲法改正案が提出されている。

（注2）奴隷制を包含する趣旨と説明されている。Melvin B. Hill, Jr., *The Georgia state constitution* (The Oxford commentaries on the state constitutions of the United States), New York: Oxford University Press, 2011, p.58.

（出典）各州の憲法を基に筆者作成。